

九十九里町 第2期子ども・子育て支援事業計画

〔 第2期次世代育成支援行動計画（後期計画）
第2期母子保健計画 〕

【令和2年度～令和6年度】



令和2年3月

はじめに

国では、少子高齢化に起因する人口減少に伴う多様な課題が増加しています。本町においても少子高齢化が急速に進んでおり、核家族化や共働き世帯の増加による地域における人々とのつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境が変化しています。



本町では、安心して子育てをできる環境を整備するとともに、地域の宝である子どもたちが豊かな人間性を育めるまちづくりに取り組んでおります。

こうした中、国においては、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法に係る平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行後、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備や、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上等が推進されてきました。さらに、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て支援を取り巻く環境は、日々改善が重ねられています。

本町におきましても、平成27年3月に「九十九里町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、「すべての子どもと子育て家庭を地域全体で応援し、子どもの健やかな成長を目指す」を基本理念とした、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してまいりました。

このたび、令和元年度で「九十九里町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることから、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第2期九十九里町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後も、地域住民、子育て支援関係者等の皆様とより一層の連携を図りながら、幼児教育・保育及び子ども・子育て支援等のニーズに応じていくための取り組みを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました九十九里町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

九十九里町長 **大矢 吉明**

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の背景と目的.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 事業の概要.....	5
5 第2期計画策定に向けた国の動き.....	7
第2章 九十九里町の現状.....	9
1 子育て家庭を取り巻く現状.....	10
2 保育施設・幼稚園の状況.....	15
3 ニーズ調査の結果.....	16
4 第1期計画の評価.....	23
第3章 計画の基本的考え方.....	29
1 基本理念.....	30
2 基本的視点.....	31
3 基本目標.....	32
4 施策の体系.....	34
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	35
1 量の見込み量の算出.....	36
2 教育・保育提供区域の設定.....	44
3 教育・保育の一体的提供.....	45
4 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	46
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	49
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて.....	61
第5章 子ども・子育て支援施策の展開.....	63
1 「次世代育成支援行動計画」及び「母子保健計画」の背景と目的.....	64
基本目標1 九十九里っこ 地域で親といっしょにすくすく育つ.....	65
基本目標2 九十九里っこ 元気でたくましい心身をもつ.....	67
基本目標3 九十九里っこ 海の香りを愛して未来を想う.....	70
基本目標4 九十九里っこ 個性とぬくもりのある地域で暮らす.....	76
基本目標5 信頼と安心の地域が九十九里っこを守る.....	80
基本目標6 九十九里っこ 親とともに健やかに育つ.....	83
第6章 計画の推進に向けて.....	87
1 計画の推進・進行管理体制.....	88
資料編.....	89
九十九里町子ども・子育て会議条例.....	90
九十九里町子ども・子育て会議委員名簿.....	92
策定経過.....	93

第1章 計画の概要



1 計画の背景と目的

子どもとその家庭を取り巻く環境は、ライフスタイルの多様化をはじめ、地域社会や就労環境等により大きく変化しており、子どもとその家庭におけるニーズも多様化・複雑化しています。

また、わが国では、出生率の低下と平均寿命の増大が同時に進行し、少子高齢化社会となっています。少子高齢化の急速な進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

国では少子化対策として、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が、平成 24 年には「子ども・子育て関連 3 法[※]」が制定され、子ども・子育てに関する支援制度が構築されました。

本町においては、これらの法律を踏まえ、平成 27 年 3 月に「九十九里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長を地域全体で支える社会づくりを目指してきました。

このたび、「九十九里町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了となることから、国の動向及び第 1 期計画における成果と課題を検証・分析し、引き続き子ども・子育て支援制度を踏まえながら、子育て施策を推進するために「第 2 期九十九里町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画）を策定します。

※子ども・子育て関連 3 法…①「子ども・子育て支援法」②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）の 3 つの法律のこと。

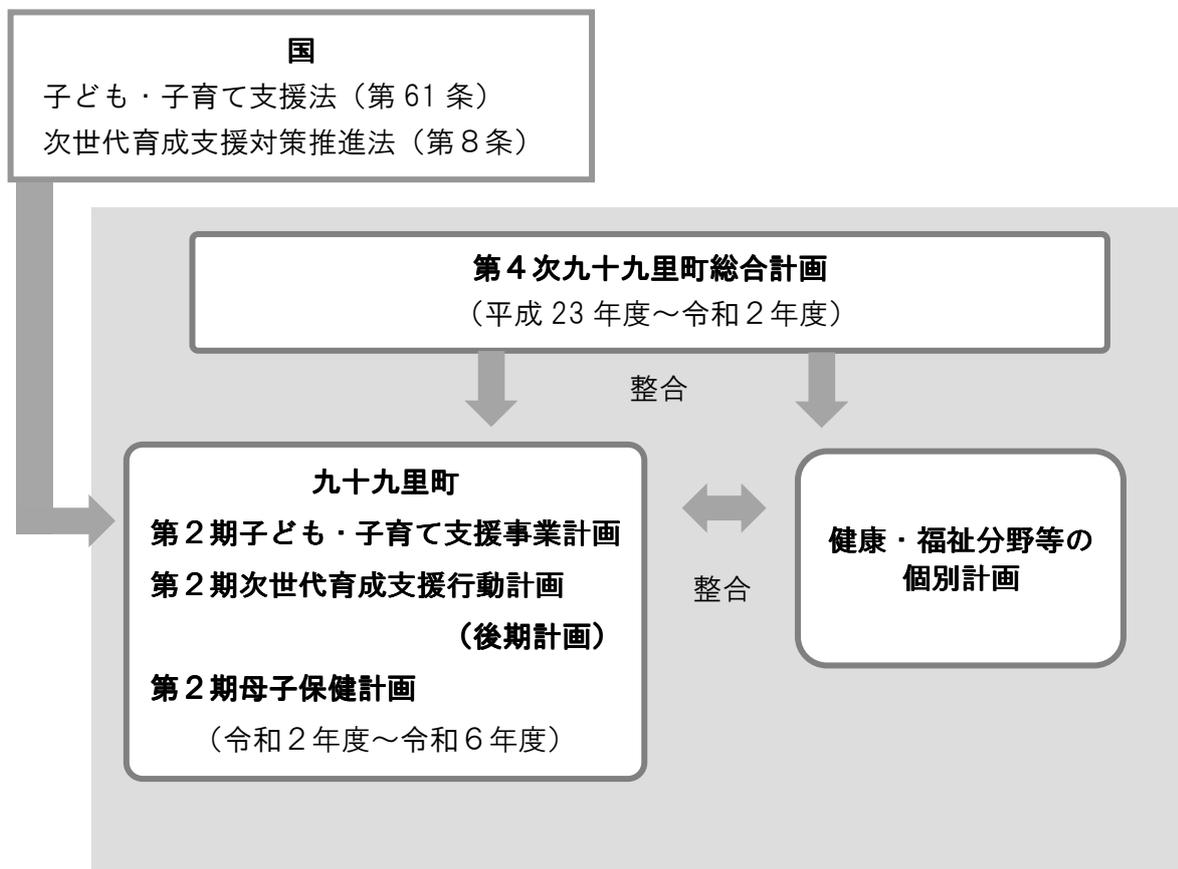
2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく法定計画として作成するものであり、本町における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画を定めるものです。

また、第 1 期計画と同様、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「九十九里町次世代育成支援行動計画」の基本的な考え等を継承しながら、基本施策の体系化を進めます。

さらに、「母子保健計画」については、国民運動計画である「健やか親子 21（第 2 次）」や「母子保健計画について」（平成 26 年 6 月 17 日雇児発 0617 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては町の最上位計画である「第 4 次九十九里町総合計画」をはじめ、健康・福祉分野等の個別計画との整合を図ります。



3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。また、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	平成31/ 令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
<ul style="list-style-type: none"> ・第1期子ども・子育て支援事業計画 ・第2期次世代育成支援行動計画（前期計画） ・第1期母子保健計画 											
					<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画 ・第2期次世代育成支援行動計画（後期計画） ・第2期母子保健計画 						
										次期計画	



4 事業の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度について

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援新制度を踏まえた取り組みを推進していきます。子ども・子育て支援新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれています。

子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援新制度の給付は「認定こども園」・「幼稚園」・「保育所」を通じた「施設型給付」と、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つの事業に対する「地域型保育給付」に分かれます。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で交付金の対象となる13の事業が定められています。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- ・ 幼稚園
- ・ 保育所
- ・ 認定こども園

地域型保育給付

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実質徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

①認定区分

認定区分は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	子の年齢と認定		利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育

②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下について基準を策定します。

事由	<p>①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間・居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む</p> <p>②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動及び就学等、虐待やDVのおそれがあること、育児休業中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、そのほか、またそれらに類するものとして本町が認める場合</p>
区分	<p>①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（最長11時間）</p> <p>②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（最長8時間）</p>

5 第2期計画策定に向けた国の動き

①幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化は、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」において示され、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設の利用料を無償化するものです。令和元年5月10日に閣議決定され、同年10月1日より実施されました。

対象の施設	無償化の内容
幼稚園、 保育所、 認定こども 園等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての 子供たちの利用料を無償化 ※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限 25,700 円（注：国立大学附属幼稚園 8,700 円、国立特別支援学校幼稚部 400 円）まで無償化 ※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化 ※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象 ※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3から5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収 360 万円未満相当世帯） ・ 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
幼稚園の 預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 11,300 円までの範囲で無償化 ※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化） ※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督
認可外保育 施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全 国平均額（月額 37,000 円）までの利用料を無償化 ※認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象 ※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象 ※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定 ・ 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象 として、月額 42,000 円までの利用料を無償化

②子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月）の次期計画となる「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月）が策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 4 年度末までに実施することとされました。

その後、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月）において、子育て安心プランを前倒しし、令和 2 年度末までに 32 万人分の受け皿を整備することとされています。

③放課後児童クラブの受け皿拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて、増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で 1 万か所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

④企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は従来の事業所内保育と異なり、市町村の認可が不要であり、企業における従業員の利用枠以外に、地域住民の受け入れが可能な「地域枠」の設定については自由（任意）で、地域枠は最大で定員の 5 割まで設定が可能となっています。

待機児童の解消を目指す国の「待機児童の解消加速化プラン」では、53 万人分の待機児童の受け皿の整備が求められており、そのうち 5 万人分を、企業主導型保育の設置によって対応することとされました。その後、平成 29 年度末までの 5 年間で企業主導型保育の約 6 万人分を含む 53 万人分の受け皿を確保しました。

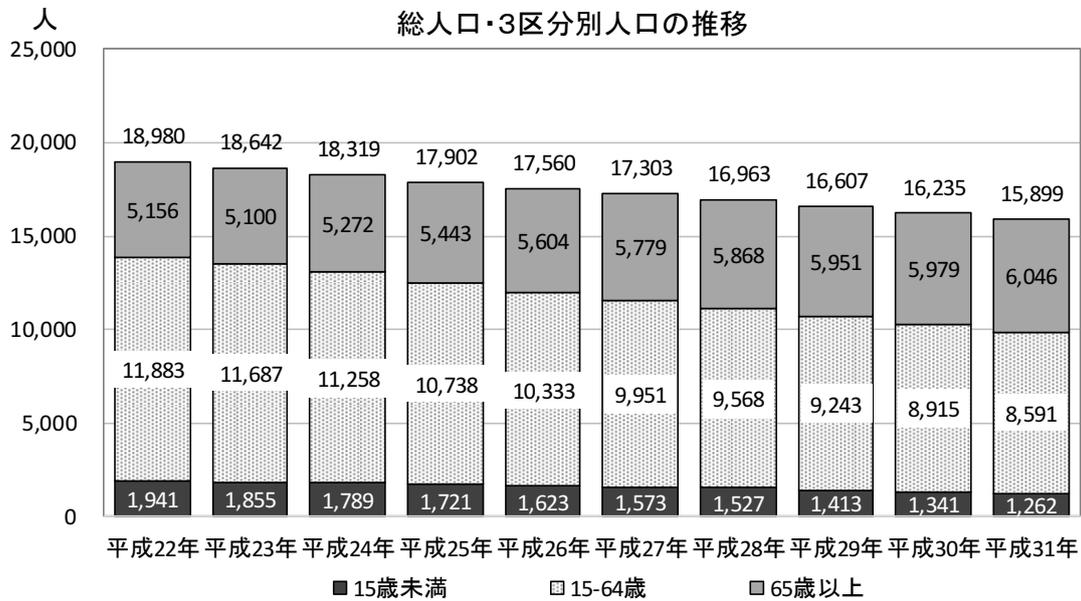
令和 2 年度末までの 32 万人分の受け皿確保のうち、さらに 6 万人分を企業主導型保育で整備する方針を掲げ、「子育て安心プラン」では、特に保育ニーズの多い地域については、従業員枠に空きが出た場合は設置者の判断により上限を超えた地域枠対象者の受け入れを可能としたほか、「子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正」（平成 30 年 4 月）では、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合は、保育の確保の内容に含めて差し支えないとされています。

第2章 九十九里町の現状

1 子育て家庭を取り巻く現状

(1) 総人口・3区分別人口の推移

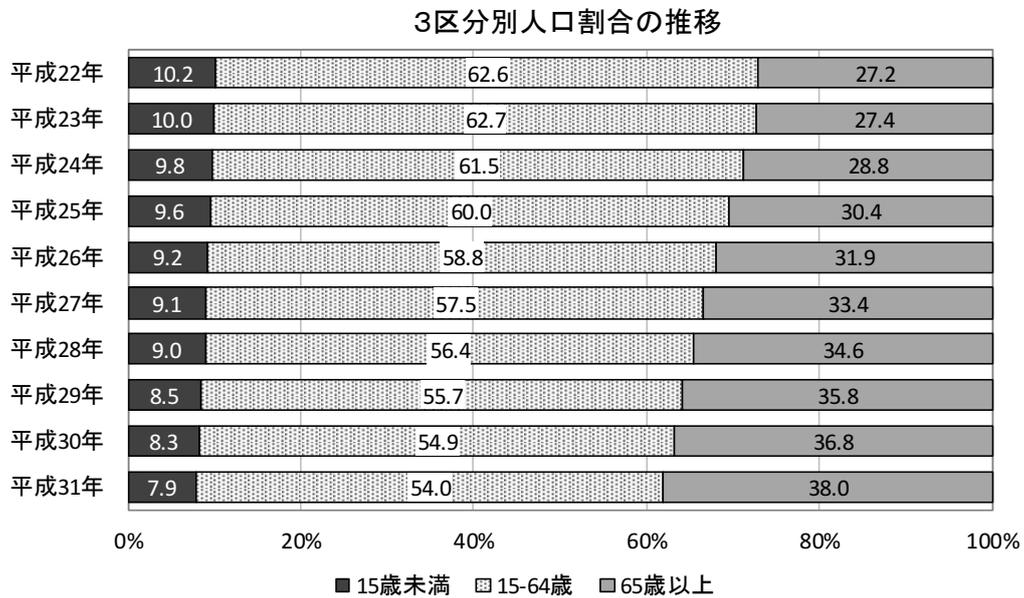
本町の総人口をみると、平成22年以降減少傾向にあり、平成31年の総人口は15,899人となっています。



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日時点）

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

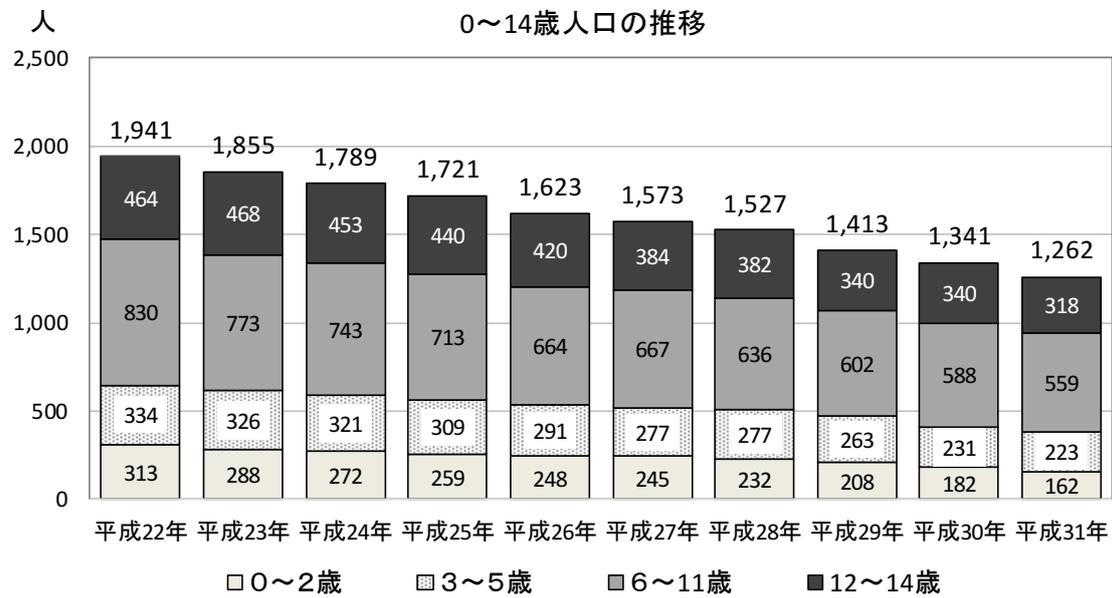
年齢3区分別人口割合をみると、15歳未満の割合が平成24年には9.8%と1割を下回っており、以降も減少傾向となっています。



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日時点）

(3) 年少人口の推移

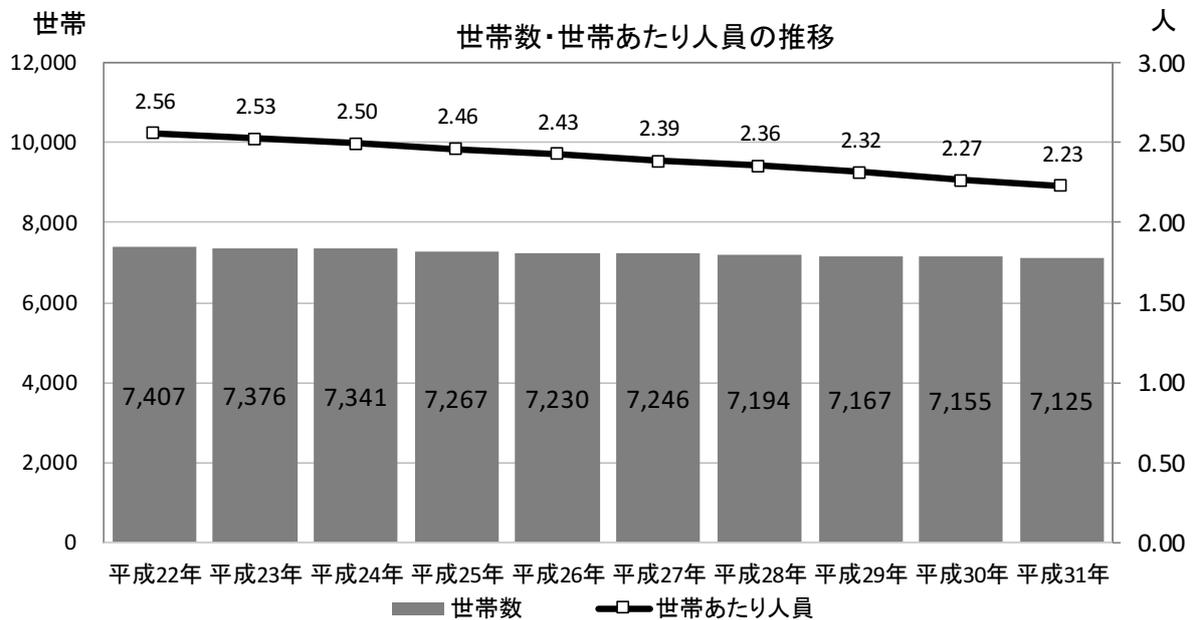
0～14歳の人口をみると、平成22年以降年々減少しており、平成31年には1,262人となっています。



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日時点）

(4) 世帯数・世帯あたり人員の推移

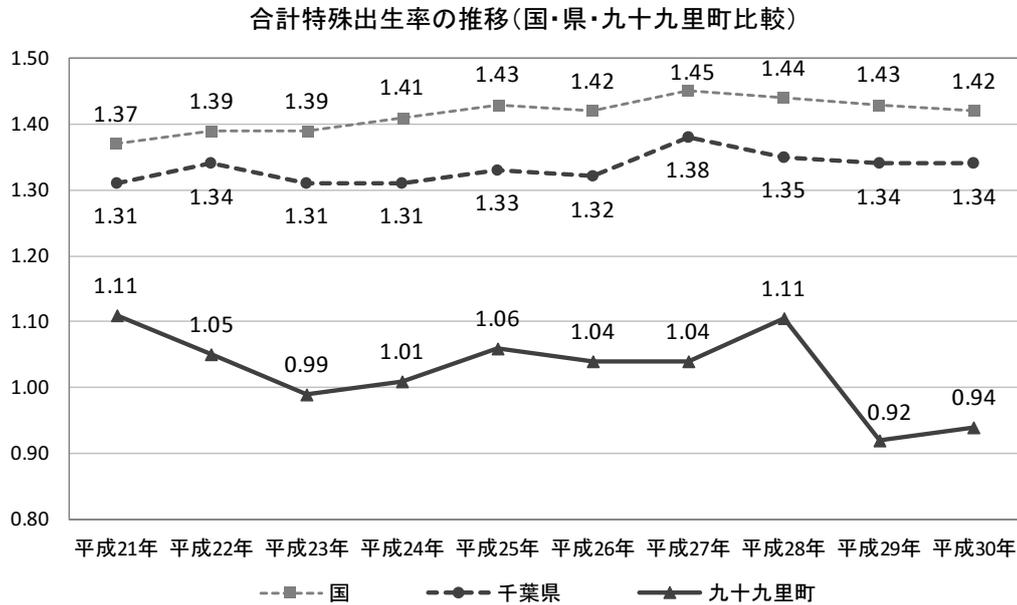
世帯数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移していますが、世帯あたり人員の割合については年々減少しており、平成31年では2.23人となっています。



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日時点）

(5) 合計特殊出生率※の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成30年では0.94となっています。国や千葉県と比較すると、平成21年以降いずれの年においても国や県を下回って推移しています。

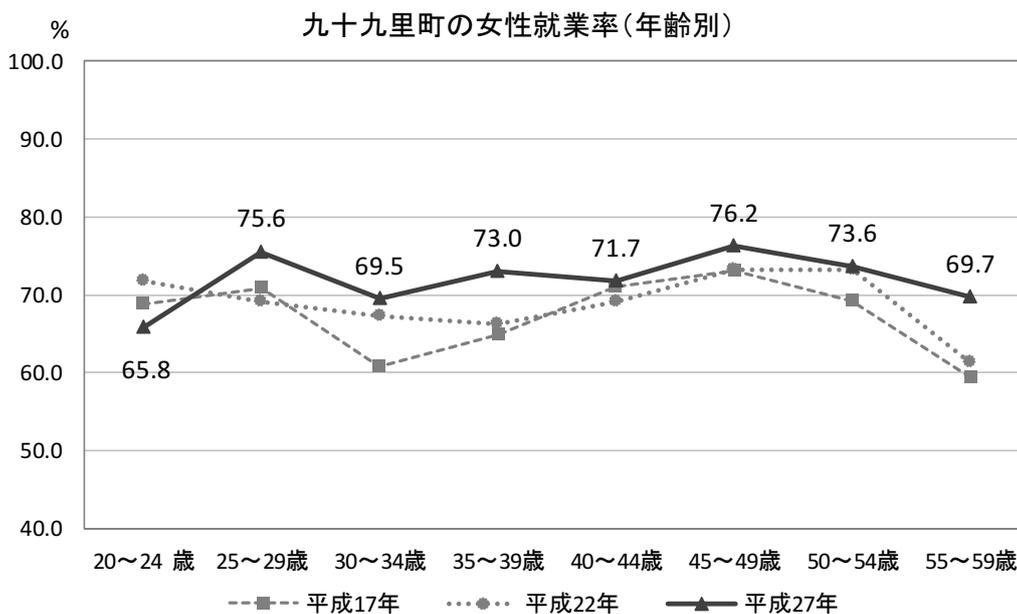


資料：人口動態統計

※合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で生涯に産むとしたときの子どもの数。

(6) 女性の就業状況

女性の年齢別就業率をみると、平成17年から平成27年にかけて、20～24歳を除いたすべての年代で就業率が増加しています。

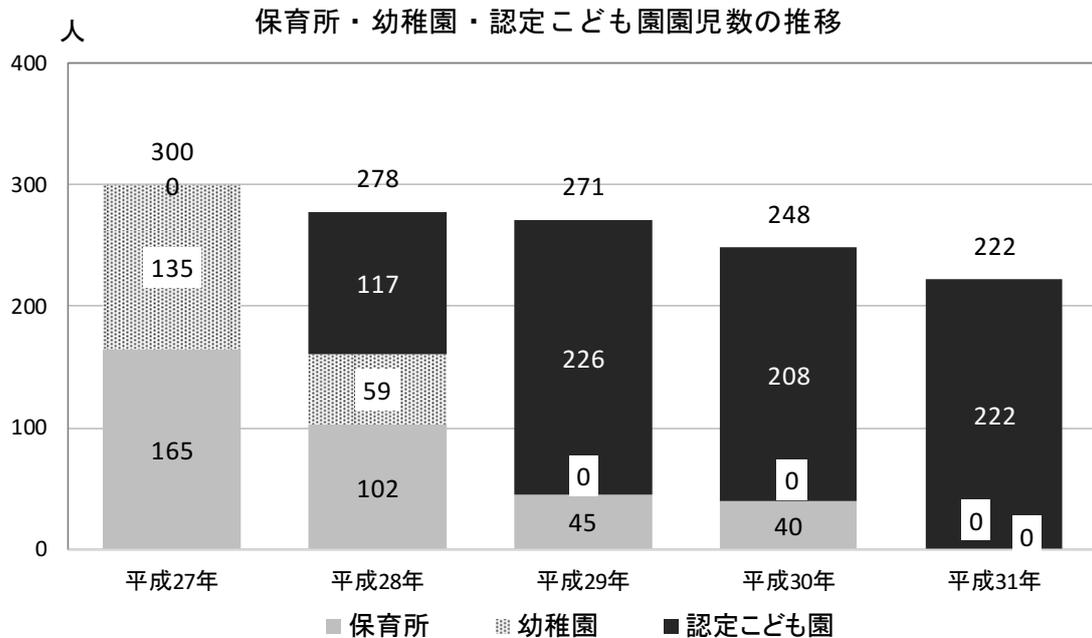


資料：国勢調査（数値の表記は平成27年のみ）

2 保育施設・幼稚園の状況

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園園児数の推移

保育所・幼稚園・認定こども園の状況をみると、全体では年々減少傾向にあり、平成31年では222人となっています。平成28年より順次認定こども園化を推進し、平成31年4月より「かたかいこども園」と「とようみこども園」の2園体制となっています。



資料：社会福祉課統計（各年4月1日時点）

3 ニーズ調査の結果

(1) 調査の概要

計画策定に係る基礎資料として、教育・保育サービスの状況や希望、子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するため、就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

- ◇調査地域：九十九里町全域
- ◇調査対象者：①就学前児童調査（保護者）
②小学生児童調査（保護者）
※ともに平成30年9月1日時点の住民基本台帳より無作為抽出
- ◇調査期間：①、②：平成30年10月19日～11月1日
- ◇調査方法：①郵送配布及び園配布・郵送回収
②郵送配布及び学校配布・郵送回収

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
①就学前児童	331件	166件	50.2%
②小学生児童	255件	127件	49.8%
①、②合計	586件	293件	50.0%

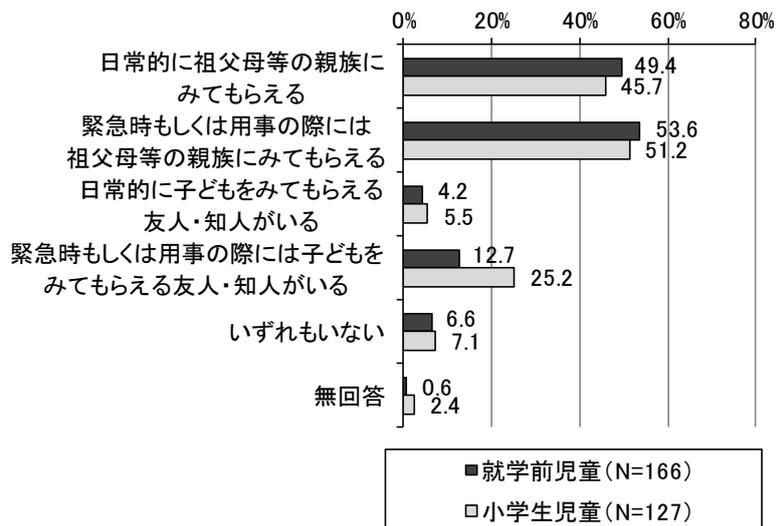
●結果をみるにあたっての注意点

- ・ 図表中の「N」とは、その設問の回答者数を表しています。
- ・ 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- ・ 選択肢の語句が長い場合、本文及びグラフ中では省略した表現を用いている場合があります。

(2) 調査結果の概要

●子どもの育ちをめぐる環境について

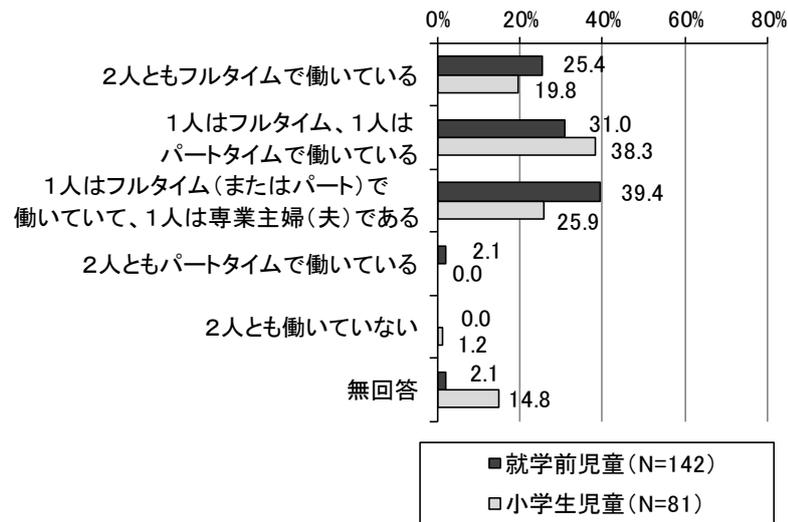
お子さんを見てもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に見てもらえる」が就学前・小学生ともに最も高くなっています。



●保護者の就労状況について

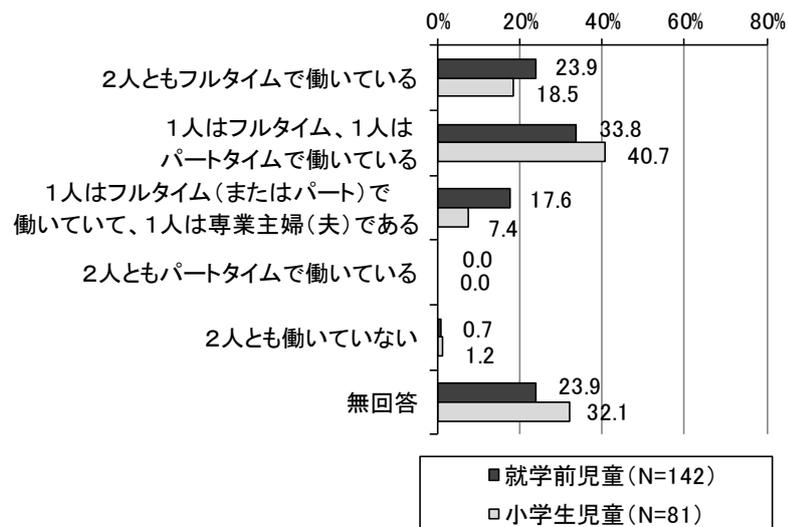
現在の父親・母親の就労状況については、就学前では「1人はフルタイム（またはパート）で働いていて、1人は専業主婦（夫）である」が、小学生では「1人はフルタイム、1人はパートタイムで働いている」がそれぞれ最も高くなっています。

【現在の就労状況】



1年以内に希望する父親・母親の就労状況については、「1人はフルタイム、1人はパートタイムで働いている」の割合が現在の就労状況に比べて高くなっています。

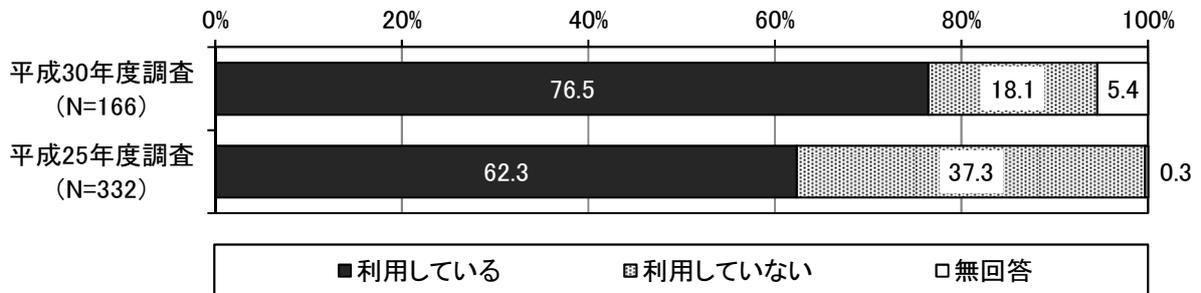
【1年以内に希望する就労状況】



●平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

「定期的な教育・保育の事業」の利用については、「利用している」が前回調査と比較して14.2ポイント上昇し、76.5%となっています。

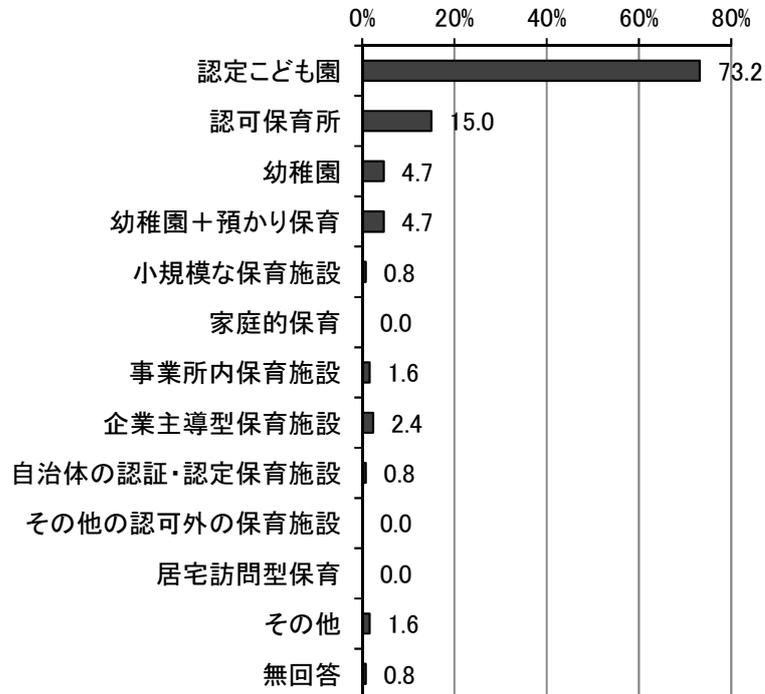
【就学前】



定期的にご利用している事業については、町内の保育所・幼稚園を認定こども園に再編しているため、「認定こども園」が最も高く7割以上となっています。

【就学前】

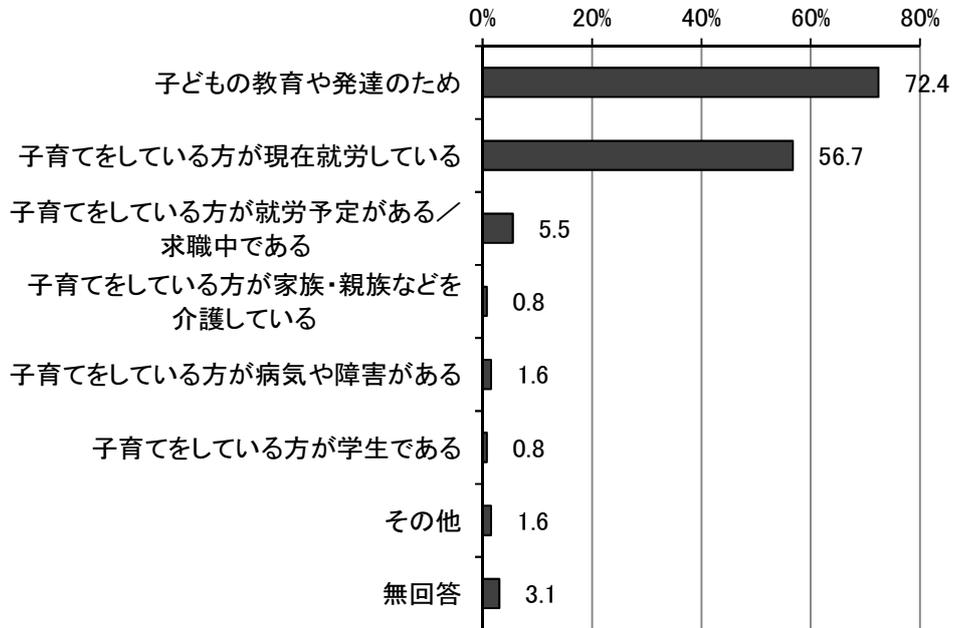
(N=127)



教育・保育事業を利用している理由については、「子どもの教育や発達のため」が最も高く、次いで「子育てをしている方が現在就労している」となっています。

【就学前】

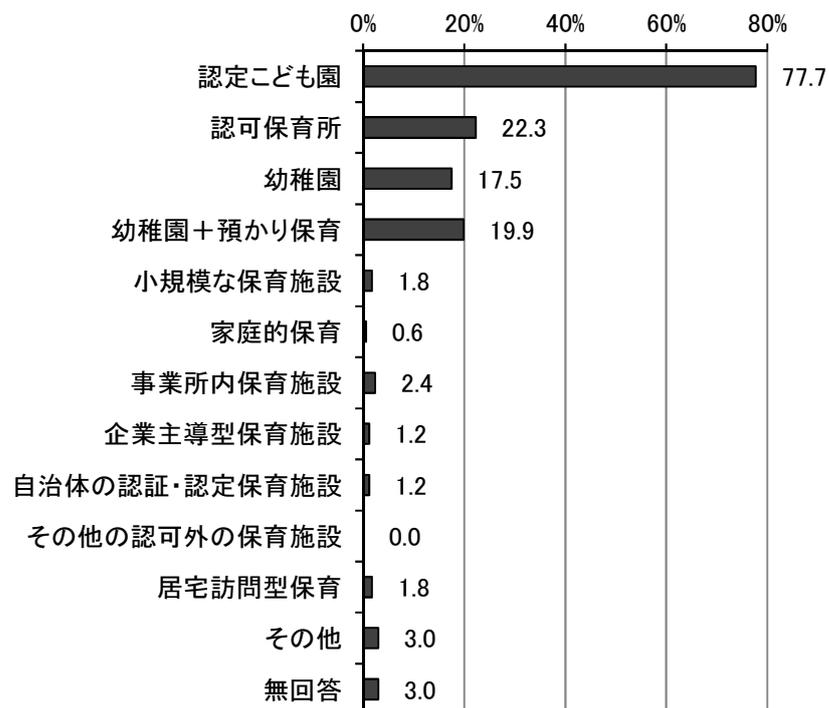
(N=127)



平日に「定期的に」利用したいと考える事業については、「認定こども園」が約8割と最も高くなっています。

【就学前】

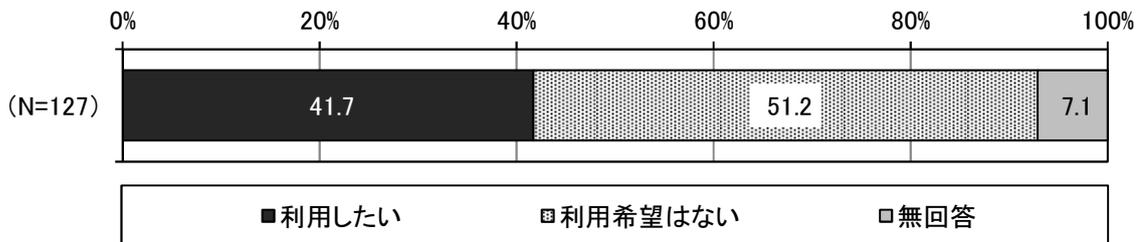
(N=166)



●学童保育の状況について

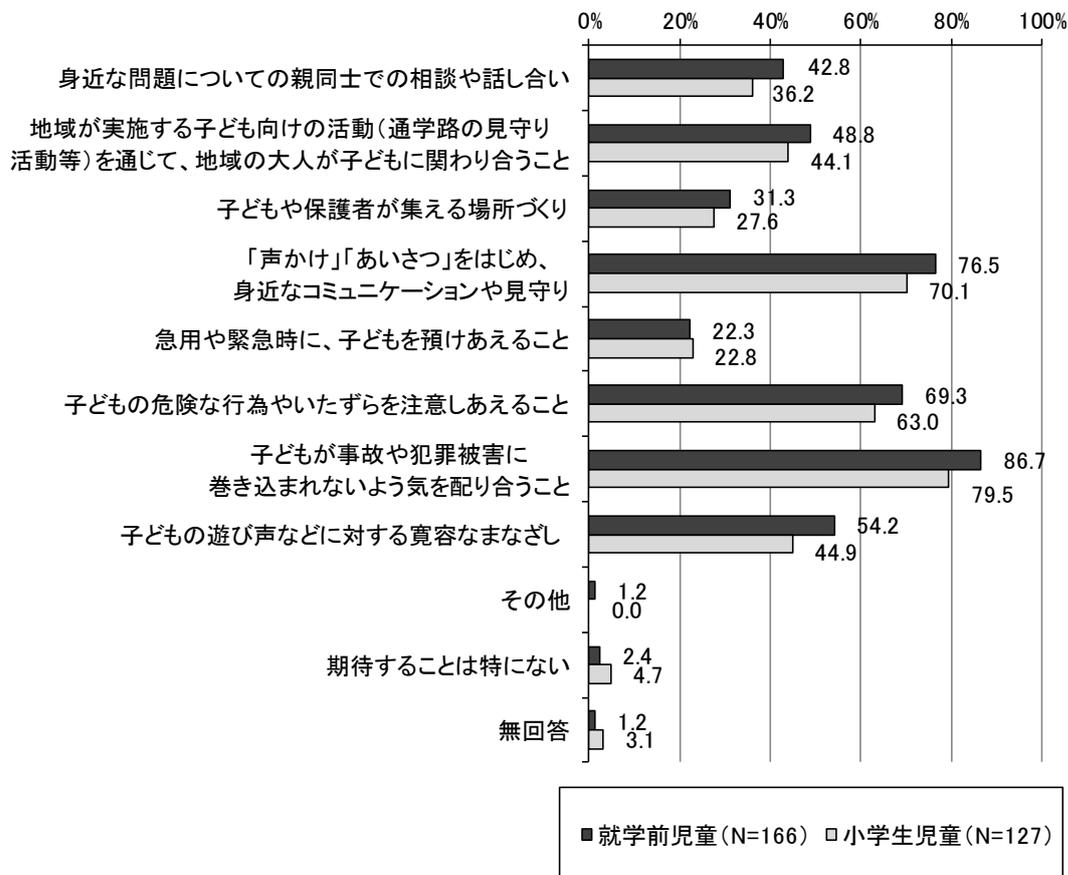
学童保育の利用希望については、「利用したい」が41.7%、「利用希望はない」が51.2%と、学童保育を利用したい人は約4割となっています。

【小学生】



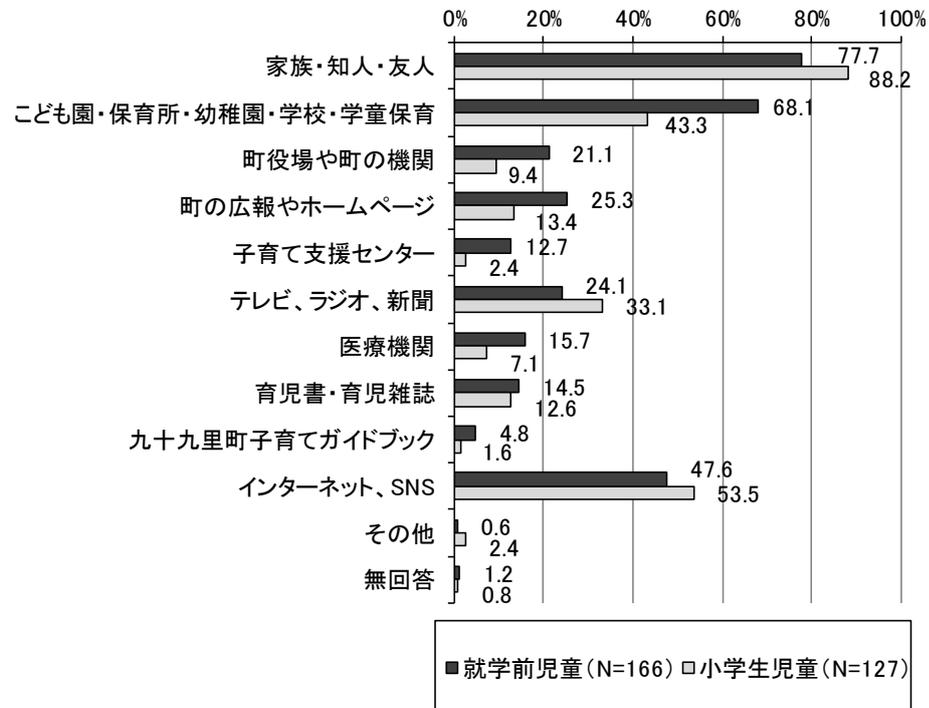
●地域との関わりについて

子育てする上で期待することについては、「子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配り合うこと」が就学前・小学生ともに最も高くなっています。



●子育てに関する情報の入手先について

情報の入手先については、「家族・知人・友人」が就学前・小学生ともに最も高くなっています。就学前では小学生に比べ「こども園・保育所・幼稚園・学校・学童保育」や「町役場や町の機関」、「町の広報やホームページ」、「子育て支援センター」等が、小学生では就学前に比べ「家族・知人・友人」がそれぞれ高くなっています。



4 第1期計画の評価

第1期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策（達成状況及び評価）

教育・保育の量の実績については、町内の認定こども園化による教育・保育の一体的な提供体制の推進により、十分な受け入れ体制が確保されています。

①1号認定

1号認定については、平成27年から28年度にかけて確保の内容を上回る実績がみられましたが、平成30年度以降は見込みを下回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度/ 令和元年度
計画値	量の見込み	104	102	99	97	96
	確保の内容	110	110	120	120	121
量の実績値		135	120	100	96	80

単位：人

※平成31年度/令和元年度の量の実績値は4月時点の実績を基にした推計値。

②2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）

幼児期の学校教育の利用希望が強い2号認定の方については、すべて1号認定での利用となっているため、量の実績値は「0」となっています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度/ 令和元年度
計画値	量の見込み	43	42	41	40	40
	確保の内容	50	50	60	60	60
量の実績値		0	0	0	0	0

単位：人

※平成31年度/令和元年度の量の実績値は4月時点の実績を基にした推計値。

②2号認定（保育所希望）

保育所を希望する2号認定の方については、すべての年度で実績が見込み及び確保の内容を下回って推移しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度/ 令和元年度
計画値	量の見込み	128	125	122	120	118
	確保の内容	130	130	140	140	140
量の実績値		117	109	100	96	103

単位：人

※平成31年度/令和元年度の量の実績値は4月時点の実績を基にした推計値。

③3号認定（0歳）

3号認定の0歳児については、平成28年度からすべての年度で実績が見込み及び確保の内容を下回って推移しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度/ 令和元年度
計画値	量の見込み	14	13	12	12	12
	確保の内容	10	10	15	15	14
量の実績値		10	8	8	3	5

単位：人

※平成31年度/令和元年度の量の実績値は4月時点の実績を基にした推計値。

③3号認定（1～2歳）

3号認定の1～2歳児については、平成27年から28年度で量の見込みを下回っていましたが、平成29年度から30年度にかけては、概ね見込みと同数の実績値となっています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度/ 令和元年度
計画値	量の見込み	64	60	57	54	51
	確保の内容	70	70	80	80	65
量の実績値		51	47	55	53	44

単位：人

※平成31年度/令和元年度の量の実績値は4月時点の実績を基にした推計値。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（達成状況及び評価）

①利用者支援

平成 29 年度までは健康福祉課や社会福祉課、教育委員会において子育てに関する情報提供や相談利用支援を行ってきました。平成 30 年度より「子育て世代包括支援センター」において利用者支援事業を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度
計画値	-	-	-	-	-
実績値	0	0	0	1	1

単位：か所

※平成 31 年度/令和元年度の量の実績値は 4 月時点の実績を基にした推計値。

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業について、実績値がいずれの年も計画値を上回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度
計画値	720	679	641	610	580
実績値	3,907	3,346	3,599	4,275	3,300

単位：人/年

※平成 31 年度/令和元年度の量の実績値は 4 月時点の実績を基にした推計値。

③妊婦健康診査

妊婦健康診査については、平成 28 年度で計画値を上回りましたが、平成 29 年度以降は下回って推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度
計画値	76	69	69	65	62
実績値	67	76	47	47	51

単位：人/年

※平成 31 年度/令和元年度の量の実績値は 4 月時点の実績を基にした推計値。

④乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、平成 27 年度以降計画値をいずれの年も下回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度
計画値	76	69	69	65	62
実績値	69	65	47	47	48

単位：件/年

※平成 31 年度/令和元年度の量の実績値は 4 月時点の実績を基にした推計値。

⑤一時預かり事業(幼稚園)

一時預かり事業（幼稚園型）については、毎年、増減を繰り返していますが、いずれの年も計画値を下回って推移しています。平成 28 年度より、認定こども園における幼稚園型の一時預かり事業を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度
実施数計画値	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
実績値（合計）	1,148	537	834	850	744

単位：人/年

※平成 31 年度/令和元年度の量の実績値は 4 月時点の実績を基にした推計値。

⑤一時預かり事業（保育所）

一時預かり事業（保育所）については、平成 29 年度で計画値を上回りましたが、平成 30 年度以降は計画値を下回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度
実施数計画値	350	350	360	360	360
実績値（合計）	214	340	494	228	230

単位：人/年

※平成 31 年度/令和元年度の量の実績値は 4 月時点の実績を基にした推計値。

⑥延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育事業については、毎年、増減を繰り返していますが、いずれも計画値を下回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度
計画値	800	750	750	750	750
実績値	721	694	718	697	699

単位：人/日

※平成 31 年度/令和元年度の量の実績値は 4 月時点の実績を基にした推計値。

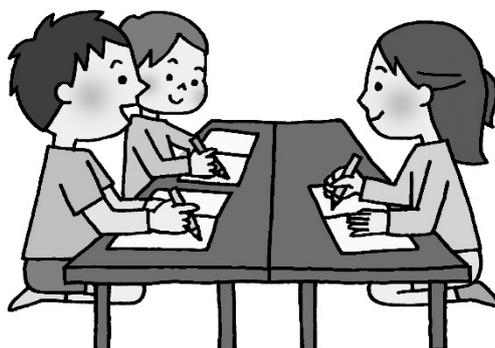
⑦放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、平成 28 年度までは小学校 1～3 年生が対象でしたが、平成 29 年度からは対象を小学校 6 年生までとし、定員数を拡充しています。利用者数については、平成 29 年度以降定員数をいずれの年も下回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度
定員数実績値	90	90	110	110	110
利用者数実績値	84	94	102	101	100

単位：人/日

※平成 31 年度/令和元年度の量の実績値は 4 月時点の実績を基にした推計値。





第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本町では、平成 22 年に「九十九里町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、その基本理念を「子育て、親育ちを応援する里 九十九里っこ育ちプラン」とし、地域ぐるみで子どものための子育て支援と親育て支援に取り組んできました。

「第 1 期九十九里町子ども・子育て支援事業計画」では、上記の理念を踏まえつつ「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するということを前提とし、改めて地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会を目指すため、「すべての子どもと子育て家庭を地域全体で応援し、子どもの健やかな成長を目指す」を基本理念として定め、子育て支援の充実に取り組んできました。

本計画では、引き続き「すべての子どもと子育て家庭を地域全体で応援し、子どもの健やかな成長を目指す」を基本理念に掲げ、地域の視点を大切にしながら、九十九里町で安心して子どもを産み、健やかに成長できるまちづくりを推進します。

**「すべての子どもと子育て家庭を地域全体で応援し、
子どもの健やかな成長を目指す」**



2 基本的視点

第1期計画においては、地域ぐるみで施策・事業を推進するため、6つの基本的視点を掲げ、事業を展開してきました。

本計画でも、引き続き6つの基本的視点を踏まえ、計画を推進していきます。

①子どもの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。そして、特に子育ては男女が協力して行うべきものであるという視点に立って取り組みます。

②次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、子どもの健やかな育ち・成長の視点を重視します。

③地域で支援する視点

父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、町だけでなく企業や地域全体が協力して取り組むべき共通の課題として、協働で取り組みを推進します。

④すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化の防止等を含め、すべての子どもと家庭への支援を推進します。

⑤地域資源の効果的活用の視点

地域で子育てに関する活動を行っている子ども会、各種ボランティア団体、主任児童委員等をはじめ、地域の人々の力と、認定こども園や幼稚園、公民館、学校等の施設を十分かつ効果的に活用していきます。

⑥サービスの質の視点

サービス利用者に安心や満足感を感じてもらうには、サービスの質を高めていく必要があります。そのため、評価の仕組み、人材育成、情報公開などを取り入れて推進していきます。

また、子育て家庭の生活実態や子育て支援サービス利用者のニーズの多様化と、子育て家庭の就業形態による特性に配慮し、利用者の視点に立った柔軟で総合的な取り組みを推進します。

3 基本目標

基本理念に基づき本町の子ども・子育て支援の充実を図るため、6つの基本目標を掲げます。

基本目標1 九十九里っこ 地域で親と一緒にすくすく育つ

～子育て支援の推進～

子育てをしているすべての家庭が安心して地域で子育てをすることができるよう、認定こども園・幼稚園・学校・住民など、地域における多様な資源や人材を活用しながら、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の推進を図るとともに、保護者の働き方に応じた多様な保育サービスの充実を図ります。

基本目標2 九十九里っこ 元気でたくましい心身をもつ

～親と子の健康づくりへの支援～

食生活や生活リズムに関する健康教育の実施や、思春期に抱える悩みへ対処するための相談体制の整備等、子どもの健全な育成のための取り組みを推進します。

基本目標3 九十九里っこ 海の香りを愛して未来を想う

～地域で支え合う教育環境の整備～

子どもの生きる力を育むために、学校教育の充実を進めます。また、子育てを地域全体で応援するという観点から、学校支援ボランティアや外部人材の活用等、多世代が交流できる事業の拡充に努め、地域全体で子育てを応援していけるよう、教育環境の整備を推進します。

基本目標4 九十九里っこ 個性とぬくもりのある地域で暮らす

～安心・安全な子育て環境の整備～

子どもや子育て家庭が安心して地域で子育てをするために、防犯パトロールや子ども110番の家など、子どもたちの安全を守る防犯体制の整備を地域と連携して行うほか、交通安全対策や防災意識を高めるための活動を行い、子どもが犯罪や交通事故、災害等の被害に遭うことのないまちづくりを推進します。

基本目標5 信頼と安心の地域が九十九里っこを守る

～すべての子育て家庭へのきめ細かな支援～

ひとり親家庭や、障害のある子どもの家庭、生活に困窮している家庭等、様々な問題を抱えるすべての子育て家庭に対し、子育て家庭の自立に向けたきめ細かな子育て支援を推進します。

また、いじめや虐待等への問題に対応するため、未然に防止する体制や相談体制の構築を、認定こども園や学校等と連携しながら行います。

基本目標6 九十九里っこ 親とともに健やかに育つ

～母子保健の取り組み（母子保健計画）～

子どもが心身ともに健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない母子保健施策の充実を図ります。



4 施策の体系

基本目標	施策名	施策・事業	
基本目標1 九十九里っこ 地域で親とい っしょにすく すく育つ	(1) 保育サービス	①サービス評価 ②保育の質の向上を支援する取り組み	
	(2) 地域とともに歩む学校づくり	①地域とともに歩む学校づくり推進支援事業	
	(3) 親子の育ちを応援する環境 づくり	①子育て支援情報の提供 ②子育ての経済的負担を軽減する取り組み	
基本目標2 九十九里っこ 元気でたくま しい心身をも つ	(1) 正しい生活習慣のための 働きかけ	①正しい生活習慣の推進	
	(2) 思春期の心身の成長支援	①子どもの生涯にわたる健康教育 ②薬物乱用防止教育 ③喫煙防止教育 ④思春期性教育 ⑤思春期の心のケアに関する相談	
基本目標3 九十九里っこ 海の香りを愛 して未来を想 う	(1) 生きる力を伸ばす教育環境	①人権教育の推進 ②確かな学力の向上 ③道徳教育の推進、教員の指導力の向上	
	(2) 地域ぐるみの教育活動と 信頼される学校運営	①学校教職員定数改善計画に基づく指導体制の確保、強化 ②外部人材の活用 ③学校支援ボランティアの活用推進 ④余裕教室の利活用の検討 ⑤学校評価委員制度の活用 ⑥活動の場の提供	
	(3) やる気を発揮する体験・活動	①ジュニアリーダー育成事業 ②学校や地域での子どもたちの文化活動や鑑賞機会の充実 ③子どもの読書活動の推進 ④社会教育活動の推進	
	(4) 親の育てる力の育成	①親になること、家族のことなどを考える機会の創出	
基本目標4 九十九里っこ 個性とぬくも りのある地域 で暮らす	(1) 安心な地域づくり	①子ども110番の家支援活動 ②防犯パトロール	
	(2) 安全なまちづくり	①交通安全教室 ②通学路等の安全対策 ③安全・安心まちづくりの推進	④学校の安全対策
	(3) 子どもを愛しみ、育て理解する 意識づくり	①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②育児・介護休業等の取得促進 ③次世代育成支援対策推進法の周知	
基本目標5 信頼と安心の 地域が九十九 里っこを守る	(1) 子どもを取り巻く多様な 問題への対応	①児童虐待防止対策 ②九十九里町要保護児童対策地域協議会 ③不登校などの問題への対応、立ち直り支援 ④問題を抱える家庭への支援	
	(2) ひとり親家庭の自立支援	①ひとり親家庭等の自立支援	
	(3) 支援が必要な子どもへの対応	①「心の教育相談員」の配置事業 ②特別支援教育の推進と発達障害などへの対応 ③障害のある子どもの自立支援	
基本目標6 九十九里っこ 親とともに 健やかに育つ	(1) 妊娠期から子育て期にわたる切 れ目のない支援	①子育て世代包括支援センター	
	(2) 安心して迎える妊娠・出産	①妊娠届 ②パパママ教室 ③訪問による相談・支援	④新生児訪問 ⑤母乳育児の推進
	(3) 親子の健康づくりを支援する 健診・指導	①乳幼児健康診査・歯科健診 ②乳幼児相談 ③子育て相談	④子どもの事故防止の啓発事 業 ⑤母子保健推進員事業
	(4) 小児救急医療体制の啓発	①小児救急医療体制の啓発	②小児救急医療体制の充実

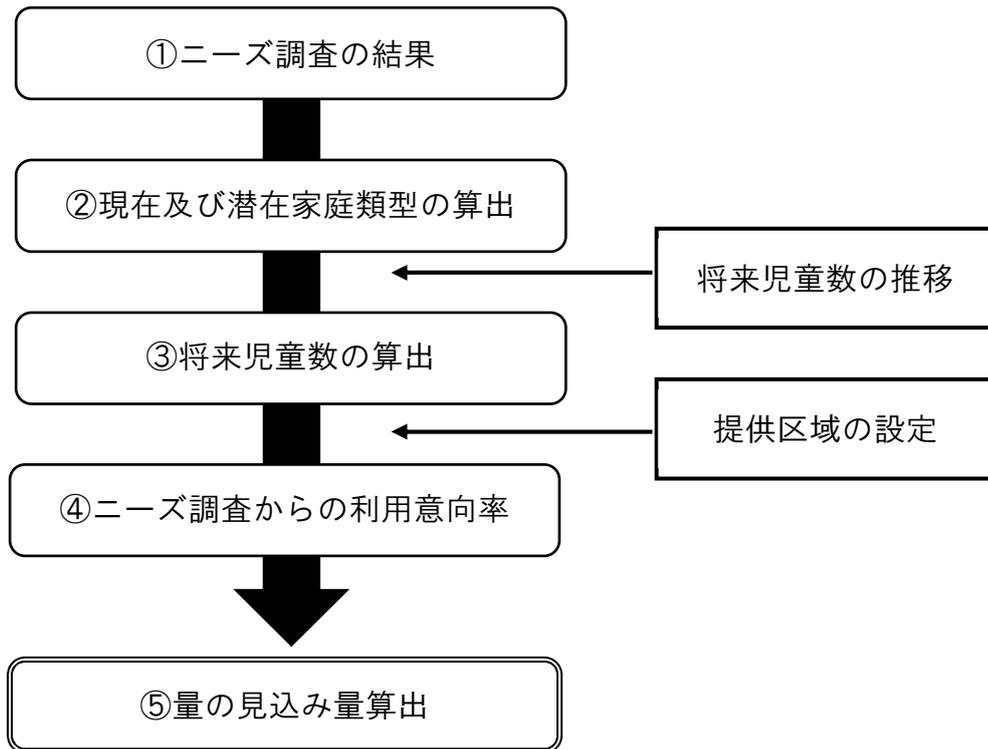
第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込み量の算出

(1) 算出方法

量の見込みの算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」及び「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」が示されていることから、その手引きに準じて算出します。

■算出の流れ



(2) 家庭類型

本計画は、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きにしたがい家庭類型を整理しました。

家庭類型は、父母の有無や就労状況からタイプAからタイプFの8種類に分類できます。現在の家庭類型を算出するとともに、ニーズ調査結果から対象となる子どもの保護者の就労形態等から潜在の家庭類型を算出します。

■家庭類型の有無

父母の有無と就労状況	
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上、下限時間～120時間未満の一部）
タイプC´	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満、下限時間～120時間未満の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上、下限時間～120時間未満の一部）
タイプE´	パート×パート（就労時間：いずれかが月120時間以上、下限時間～120時間未満の一部）
タイプF	無業×無業

※九十九里町における保育の下限時間は、48時間です。

父親 \ 母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC´		
3. パートタイム 就労 4. 育休・介護 休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上			タイプE´		
	下限時間未満	タイプC´				
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

※0～2歳…3号認定：タイプA、タイプB、タイプC、タイプE

※3～5歳…1号認定：タイプC´、タイプD、タイプE´、タイプF

…2号認定：タイプA、タイプB、タイプC、タイプE

(3) 家庭類型の算出（現在・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きにしたがい家庭類型を整理します。家庭類型は、ニーズ調査の両親の就労形態等の項目より、タイプAからタイプFまでの8種類に分類されます。

現在の家庭類型を基準として、母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイム又はパートタイムで就労する予定があるのかの意向によって、近い将来の潜在家庭類型を算出します。

■現在及び潜在家庭類型の割合

	対象事業	現在	潜在
タイプA	ひとり親	5.4%	7.0%
タイプB	フルタイム×フルタイム	25.7%	31.3%
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）	27.0%	38.3%
タイプC´	フルタイム×パートタイム（短）	0.0%	0.0%
タイプD	専業主婦（夫）	39.2%	21.7%
タイプE	パートタイム（長）×パートタイム（短）	2.0%	0.0%
タイプE´	パート×パート（いずれかが短）	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.7%	1.7%

※現在及び潜在家庭類型別割合の数値については、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しています。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。

(4) 「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

■教育・保育に関する量の見込みの算出方法

区分	年齢		国の手引きによる利用意向率の基本的な算出方法
1号認定	3～5歳	学校教育のみ	3歳以上の潜在タイプC'・D・E'・Fにおける「幼稚園」「認定こども園」の利用を希望する割合
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおける「幼稚園」の利用を希望する割合
			3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの教育・保育施設・事業の利用希望がある者の割合から上記（幼児期の学校教育の利用意向が強い者）を控除した割合
3号認定	1～2歳	保育の必要性あり	0歳及び1～2歳の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの保育施設・事業の利用希望のある者の割合
	0歳		

■地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みの対象

	対象事業	対象児童
1	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診査	—
4	乳児家庭全戸訪問事業	—
5	一時預かり事業（預かり保育事業）	
	①預かり保育事業（幼稚園型）	3～5歳
	②預かり保育事業（一般型）	0～5歳
6	延長保育事業（時間外保育事業）	0～5歳
7	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
8	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	1～6年生

(5) 将来児童数の推計

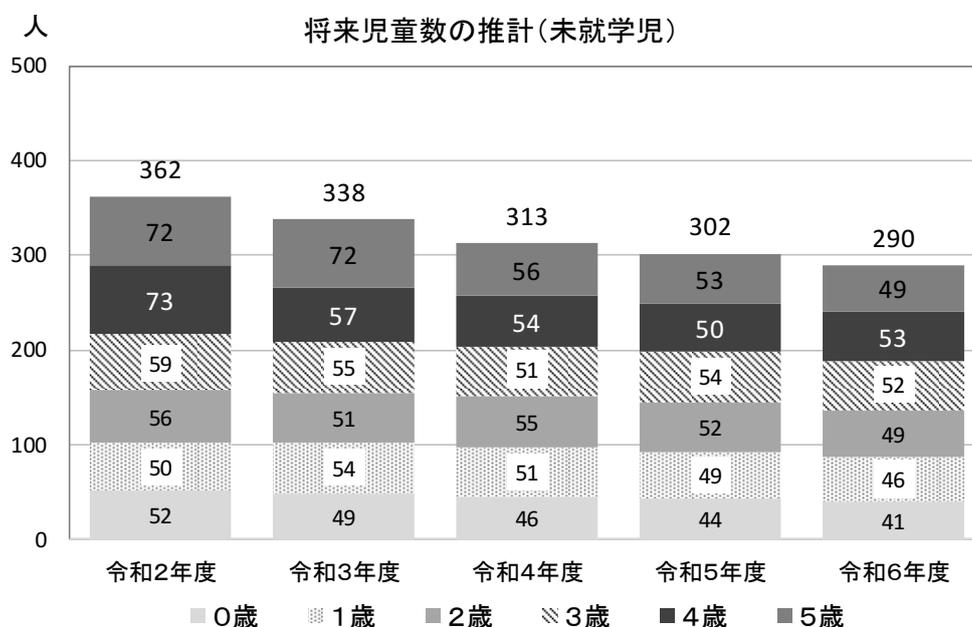
計画期間中（令和2年度～令和6年度）における将来児童数の推計を行いました。推計については、実績を基にコーホート変化率法を用いて算出しています。

コーホート変化率法…各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■未就学児（0～5歳児）の計画期間の予測推計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	52	49	46	44	41
1歳	50	54	51	49	46
2歳	56	51	55	52	49
3歳	59	55	51	54	52
4歳	73	57	54	50	53
5歳	72	72	56	53	49
合計	362	338	313	302	290

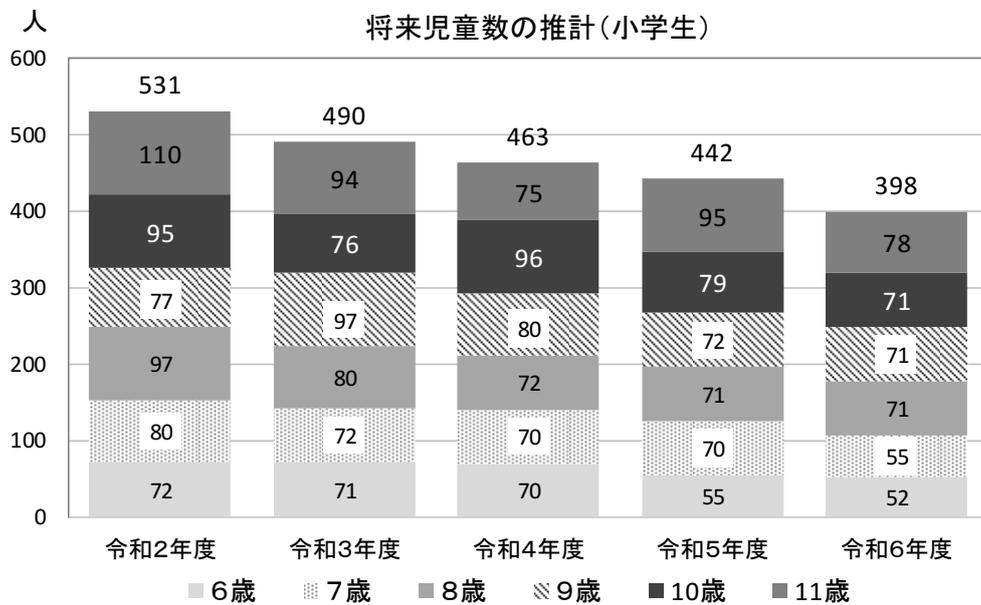
単位：人



■小学生（6～11歳児）の計画期間の予測推計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6歳	72	71	70	55	52
7歳	80	72	70	70	55
8歳	97	80	72	71	71
9歳	77	97	80	72	71
10歳	95	76	96	79	71
11歳	110	94	75	95	78
合計	531	490	463	442	398

単位：人



(6) 潜在家庭類型別将来児童数の算出

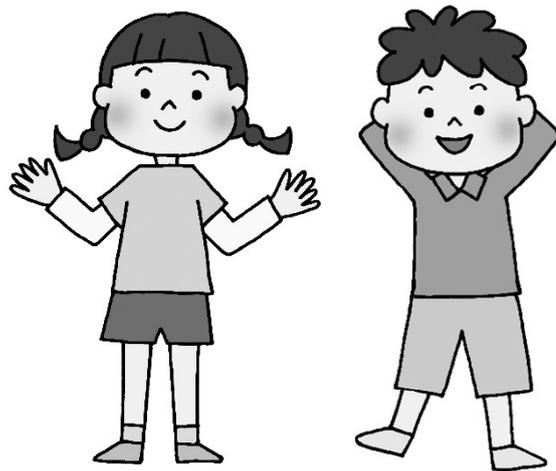
将来児童数に、潜在家庭類型別割合を掛け合わせて、潜在家庭類型別児童数を算出します。ここでは令和2年の潜在家庭類型別児童数を算出します。

家庭類型集計結果		就学前 児童数 (0～5 歳)		潜在家庭類型別 割合		潜在家庭類型別 将来児童数
タイプA	ひとり親	362人	×	7.0%	×	25人
タイプB	フルタイム×フルタイム			31.3%		113人
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)			38.3%		139人
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)			0.0%		0人
タイプD	専業主婦(夫)			21.7%		79人
タイプE	パートタイム(長)×パートタイム(短)			0.0%		0人
タイプE'	パート×パート(いずれかが短)			0.0%		0人
タイプF	無業×無業			1.7%		6人

※潜在家庭類型別割合の数値については、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しています。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。

2 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。九十九里町では、「教育・保育提供区域」は町単位とします。



3 教育・保育の一体的提供

本町では、「第4次九十九里町総合計画」において幼保一元化の推進を掲げ、平成26年に策定された「九十九里町こども園 基本計画」に基づき、安全で安心して子どもを産み育てることができる環境をつくり、次代を担う子どもたちが、たくさんの友だちとふれあい、自ら育つ力を身につけ伸ばすため、幼稚園・保育所の認定こども園化を推進してきました。

平成28年度に「片貝保育所」と「片貝幼稚園」を再編し「かたかいこども園」を、平成29年度に「豊海保育所」と「豊海幼稚園」を再編し「とようみこども園」を開設しました。また、平成31年度に「東保育所」と「かたかいこども園」を再編し、新しい「かたかいこども園」を開設しました。

今後も引き続き、サービスの水平展開を図り、子どもたちが安心・安全で質の高い教育・保育ニーズへ対応していきます。

■認定こども園の整備経過

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
作田保育所	東保育所				
東保育所					
片貝保育所	かたかいこども園				かたかいこども園
片貝幼稚園					
豊海保育所	とようみこども園				
豊海幼稚園					

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みと確保方策を、ニーズ調査の結果や町の実績を基に算出しています。

また、2号認定相当の就労状況等であっても幼児期の学校教育の利用希望が強い方について、本町では認定こども園における受け入れ（入園）体制が確保されているため、1号認定の量の見込みに含めています。

【計画期間内のニーズ量の見込み】

	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
令和2年度	70	100	5	40
令和3年度	68	98	4	40
令和4年度	55	85	4	40
令和5年度	50	80	4	38
令和6年度	46	76	4	35

単位：人

■令和2年度

	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
ニーズ量の見込み (A)	70	100	5	40
認定こども園	121	119	14	65
確認を受けない 幼稚園	100	0	0	0
認可外保育施設	0	0	15	35
確保量 (B)	221	119	29	100
過不足分 (B) - (A)	151	19	24	60
確保方策の内容	町立こども園2園、確認を受けない幼稚園及び認可外保育施設により、ニーズ量に対応した確保を図ります。			

単位：人

■令和3年度

	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
ニーズ量の見込み (A)	68	98	4	40
認定こども園	121	119	14	65
確認を受けない 幼稚園	100	0	0	0
認可外保育施設	0	0	15	35
確保量 (B)	221	119	29	100
過不足分 (B) - (A)	153	21	25	60
確保方策の内容	町立こども園2園、確認を受けない幼稚園及び認可外保育施設により、ニーズ量に対応した確保を図ります。			

単位：人

■令和4年度

	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
ニーズ量の見込み (A)	55	85	4	40
認定こども園	121	119	14	65
確認を受けない 幼稚園	100	0	0	0
認可外保育施設	0	0	15	35
確保量 (B)	221	119	29	100
過不足分 (B) - (A)	166	34	25	60
確保方策の内容	町立こども園2園、確認を受けない幼稚園及び認可外保育施設により、ニーズ量に対応した確保を図ります。			

単位：人

■令和5年度

	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
ニーズ量の見込み (A)	50	80	4	38
認定こども園	121	119	14	65
確認を受けない 幼稚園	100	0	0	0
認可外保育施設	0	0	15	35
確保量 (B)	221	119	29	100
過不足分 (B) - (A)	171	39	25	62
確保方策の内容	町立こども園2園、確認を受けない幼稚園及び認可外保育施設により、ニーズ量に対応した確保を図ります。			

単位：人

■令和6年度

	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
ニーズ量の見込み (A)	46	76	4	35
認定こども園	121	119	14	65
確認を受けない 幼稚園	100	0	0	0
認可外保育施設	0	0	15	35
確保量 (B)	221	119	29	100
過不足分 (B) - (A)	175	43	25	65
確保方策の内容	町立こども園2園、確認を受けない幼稚園及び認可外保育施設により、ニーズ量に対応した確保を図ります。			

単位：人

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から各事業の利用意向率や利用意向日数等を計算し、量の見込みと確保方策を算出します。

■地域子ども・子育て支援事業計画のニーズ量一覧

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用者支援（母子保健型）	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人/年	3,132	3,060	3,012	2,880	2,700
妊婦健康診査	件/年	50	49	46	44	43
乳児家庭全戸訪問事業	件/年	50	49	46	44	43
一時預かり事業	人/年	948	883	817	780	739
幼稚園型		728	664	600	565	529
一般型		220	219	217	215	210
延長保育事業	人/年	650	635	625	620	620
病児保育事業	—	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	人/日	100	98	96	95	90

(1) 利用者支援（母子保健型）

■事業の概要

主に保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談事業を行うとともに、医療機関等との連絡調整を行う事業です。

■九十九里町の現状

子育て世代包括支援センターを設立し、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産から子育てに関する各種相談等の支援を行っています。

■目標事業量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (A)	1	1	1	1	1
確保方策・ 提供量 (B)	1	1	1	1	1
過不足分 (B) - (A)	0	0	0	0	0

単位：か所

■確保方策の内容

子育て世代包括支援センターを中心に、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の提供や、相談利用支援ができる体制を継続していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■九十九里町の現状

地域子育て支援センターや出張ひろばにおいて、親子が気軽に集まれる場を提供しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度 (見込み)
地域子育て支援 センター 延べ利用者数	3,907	3,346	3,599	4,275	3,300

単位：人/年

■目標事業量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量 (A)	3,132	3,060	3,012	2,880	2,700
確保方策・ 提供量 (B)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
過不足分 (B) - (A)	1,368	1,440	1,488	1,620	1,800

単位：人/年

■確保方策の内容

地域子育て支援センターを中心に、低年齢児に留まらず、広く乳幼児及びその保護者の利用ニーズに対応できる体制の維持に努めます。

(3) 妊婦健康診査

■事業の概要

妊婦健康診査は、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施し、妊婦の健康の保持・増進を図ることを目的とした事業です。

■九十九里町の現状

町では届け出のあったすべての妊婦に妊婦健康診査の受診票を交付し、検査費用の助成を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度 (見込み)
受診票交付件数 (1回目)	67	76	47	47	51

単位：件/年

■目標事業量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量 (A)	50	49	46	44	43
確保方策・ 提供量 (B)	50	49	46	44	43
過不足分 (B) - (A)	0	0	0	0	0

単位：件/年

■確保方策の内容

0歳児の推計人口を妊婦数とみなし、すべての妊婦の方が妊婦健康診査を受けるものとして見込みます。

量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持・充実します。

(4) 乳児家庭全戸訪問

■事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。こんにちは赤ちゃん訪問指導として保健師が訪問を行い、母子の健康や保護者の育児不安について相談、指導を行っています。

■九十九里町の現状

保健師が家庭を訪問し、すべての乳児の養育に関する相談・指導、育児の悩み等の相談を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度/ 令和元年度 (見込み)
訪問件数	69	65	47	47	48

単位：件/年

■目標事業量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (A)	50	49	46	44	43
確保方策・ 提供量(B)	50	49	46	44	43
過不足分 (B) - (A)	0	0	0	0	0

単位：件/年

■確保方策の内容

0歳児の推計人口を訪問する乳児家庭とみなし、乳児のいるすべての家庭を訪問するものとして見込みます。

量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持・充実します。

(5) 一時預かり事業（預かり保育事業）

①預かり保育事業（幼稚園型）

■事業の概要

認定こども園では、幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営しています。通院・介護などの保護者ニーズに応えるために、一時的に預かる事業です。

■九十九里町の現状

本町では、町立こども園に通う1号認定児童を対象に、教育時間終了後から午後5時（夏季・冬季・春季休業期間中は午前9時から午後5時）まで、通院や看護等、保護者ニーズに対応するため、預かり保育を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度/ 令和元年度 (見込み)
延べ利用者数	1,148	537	834	850	744

単位：人/年

■目標事業量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (A)	728	664	600	565	529
確保方策・ 提供量(B)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
過不足分 (B) - (A)	1,272	1,336	1,400	1,435	1,471

単位：人/年

■確保方策の内容

量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持・充実します。

■確保方策の内訳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
かたかい こども園	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
とようみ こども園	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

単位：人/年

②預かり保育事業（一般型）

■事業の概要

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、認定こども園において一時的に預かる事業です。

■九十九里町の現状

本町では、とようみこども園で一時保育を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度/ 令和元年度 (見込み)
延べ利用者数	214	340	494	228	230

単位：人/年

■目標事業量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量 (A)	220	219	217	215	210
確保方策・ 提供量 (B)	360	360	360	360	360
過不足分 (B) - (A)	140	141	143	145	150

単位：人/年

■確保方策の内容

量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持・充実します。

(6) 延長保育事業（時間外保育事業）

■事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に認定こども園において保育を実施する事業です。

■九十九里町の現状

本町では、町立こども園2園において、午後6時30分から午後7時までの延長保育を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度/ 令和元年度 (見込み)
延べ利用者数	721	694	718	697	699
実施園数	3園	3園	3園	3園	2園

単位：人/年

■目標事業量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (A)	650	635	625	620	620
確保方策・ 提供量 (B)	700	700	650	650	650
過不足分 (B) - (A)	50	65	25	30	30

単位：人/年

■確保方策の内容

町立こども園2園において、ニーズ量に対応した延長保育の提供体制を確保します。

■確保方策の内訳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
かたかい こども園	350	350	325	325	325
とようみ こども園	350	350	325	325	325
合計	700	700	650	650	650

単位：人/年

(7) 病児保育事業

■事業の概要

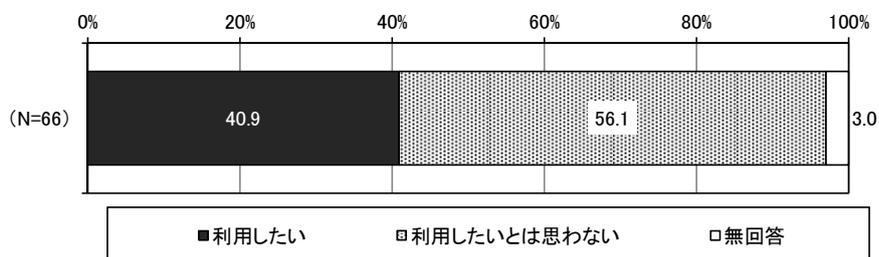
病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

■九十九里町の現状

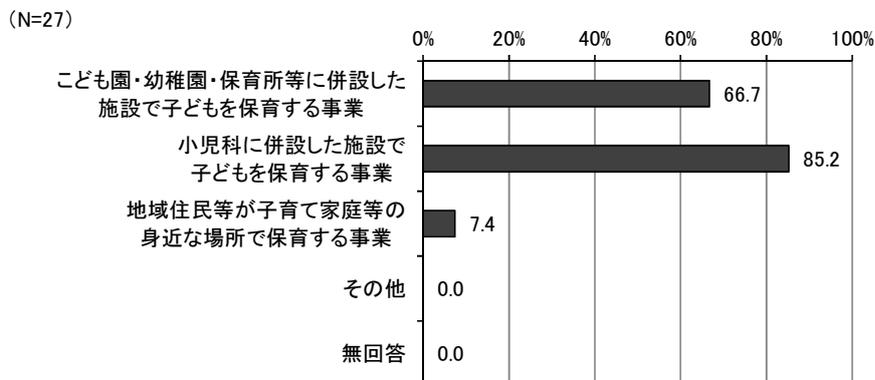
町内では実施していないため、町外の病児保育施設を利用しています。

■ニーズ調査より

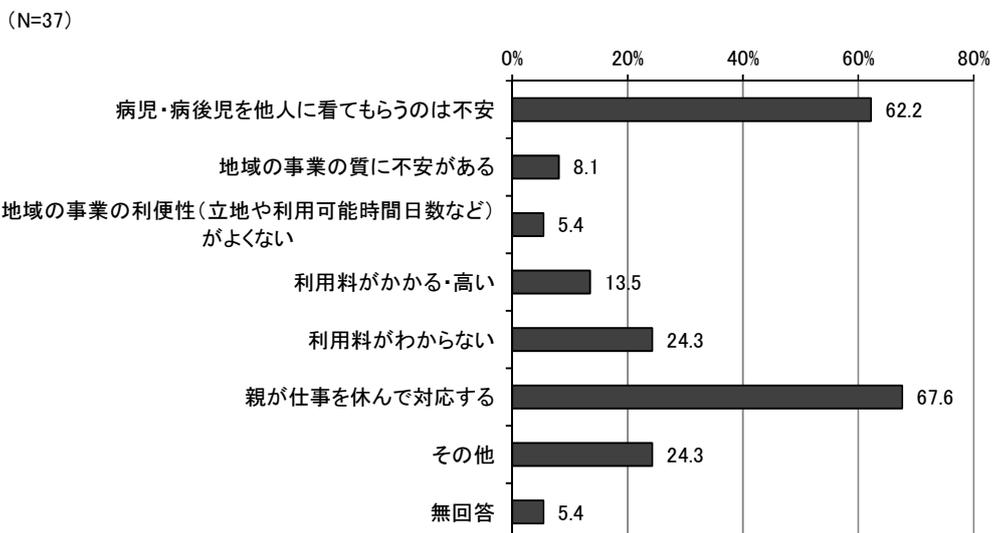
●病児・病後児のための保育施設等を利用したい



●子どもを預ける場合の望ましい事業形態



●利用したいと思わない理由



(8) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

■事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■九十九里町の現状

各小学校区において放課後児童クラブを設置し、平日及び土曜保育を小学校1～6年生の児童を対象に実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度/ 令和元年度 (見込み)
定員数	90	90	110	110	110
利用者数	84	94	102	101	100

単位：人/日

■目標事業量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (A)	100	98	96	95	90
確保方策・ 提供量 (B)	110	110	110	110	110
過不足分 (B) - (A)	10	12	14	15	20

単位：人/日

■確保方策

量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持・充実します。

(9) 養育支援訪問事業

■事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■九十九里町の方向性

養育支援訪問を行う事業について、可能な範囲で検討していきます。

(10) 子育て短期支援事業

■事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

■九十九里町の方向性

子育て短期支援を行う事業について、可能な範囲で検討していきます。

(11) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

■事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■九十九里町の方向性

子育て援助活動支援を行う事業について、可能な範囲で検討していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■九十九里町の方向性

実費徴収に係る補足給付を行う事業について、可能な範囲で検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

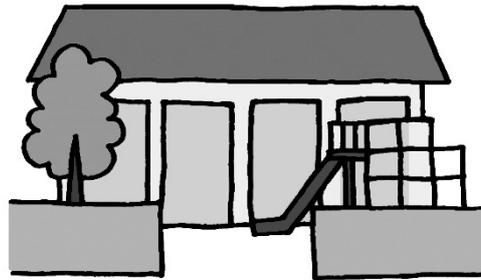
■九十九里町の方向性

多様な主体の参入促進事業について、可能な範囲で検討していきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて

幼児教育・保育の無償化に伴い実施される子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の利便性等を考慮しながら、公正かつ適正な支給の確保に向けた方策の検討を行います。

また、立入調査への同行等、県との連携や情報共有を図りながら、施設等の確認及び指導監督等の適切な実施に向けた検討を行います。





第5章 子ども・子育て支援施策の展開

1 「次世代育成支援行動計画」及び「母子保健計画」の背景と目的

「次世代育成支援行動計画」は、核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりを行うための計画で、「次世代育成支援対策推進法」が施行された平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間で計画（前期・後期）を策定することとなりました。「子ども・子育て支援法（平成 24 年）」の制定に伴い、地方公共団体による計画策定が任意化されましたが、平成 26 年に「次世代育成支援対策推進法」がさらに 10 年間延長され、令和 7 年 3 月までとなったことから、本計画でも引き続き「第 2 期次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定します。

また、「母子保健計画（基本目標 6）」においては、少子化や核家族化等により、母子を取り巻く環境が変化していることから、こうした変化に対応した母子保健事業を充実させ、妊娠・出産・育児を通してすべての親と子が心身ともに健やかに成長できる環境づくりを目指します。本町では、「健やか親子 21[※]」の趣旨を踏まえ、母子保健事業の充実により、妊娠・出産期から切れ目のない支援に努めます。

※健やか親子 21…21 世紀の母子保健の主要な取り組みの方向性、目標や指標を定め、関係機関・団体が一体となって取り組むための国民運動計画のこと。

基本目標1 九十九里っこ 地域で親といっしょにすくすく育つ

「次世代育成支援対策推進法」において、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するものとされており、子どもの育つ場所は「家庭」であることを基本的な考え方の根底に位置付けています。

そして、子どもの視点で、子どものために、認定こども園・学校・町民など地域が関わり、多様な資源や人材を活用しながら、親子の育ちを支援することを目標とします。

さらに、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の推進を図るとともに、保護者の働き方に応じた多様な保育サービスの充実を図ります。

(1) 保育サービス

保育ニーズと通園状況を踏まえ、保育サービスを推進します。また、地域の子育て支援拠点としての取り組みを推進するとともに、利用者が満足できる保育サービスを目指して、サービス評価を継続して行います。さらに、保育士の研修をはじめとする保育の質の向上を図るための取り組みを支援します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
サービス評価	認定こども園の内部評価を定期的実施し、日常の保育に活かしている。	引き続き内部評価を実施していくとともに、外部評価の実施について、引き続き検討を行う。	社会福祉課
保育の質の向上を支援する取り組み	保育教諭のスキルアップのため、千葉県保育協議会や東上総教育事務所開催による研修に参加している。	引き続き、研修等に参加し質の向上に努める。	社会福祉課

(2) 地域とともに歩む学校づくり

放課後や休日、長期休暇等の子どもの居場所づくりや学習支援を推進し、家庭・地域・学校等と連携して子どもの健やかな育ちを支援します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
地域とともに歩む学校づくり推進支援事業	<p>夏休み等に、中央公民館の施設を活用し、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを進めている。</p> <p>夏休みには、小学生対象の支援ボランティアによる学習補助活動を行っている。また、教育機関等との包括的協定を活かした出前授業を開催している。</p>	<p>令和6年度までに地域学校協働本部を導入できるよう準備を進めている。町の将来を担う子どもたちにどんな力をつけるべきかを分析し、新規事業の開拓や現在の事業のさらなる充実を目指す。</p> <p>また、学校支援ボランティアを募り、地域と学校の連携を強く推進していく。</p>	教育委員会

(3) 親子の育ちを応援する環境づくり

親子の育ちの側面的な支援として、情報提供や相談は重要であることから、子育て情報を集約したパンフレットを作成するとともに、町ホームページを活用して情報提供に努めます。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
子育て支援情報の提供	<p>保健センター、認定こども園、学校等でお便り、パンフレットを配付するほか、町ホームページなどを活用し情報を提供している。</p> <p>また、ブックスタート事業では、すべての4か月児に対し「子育て支援情報」を配付している。</p>	<p>各学校にパンフレットなどで情報提供するなど、他課と連携し、子どもの読書活動の推進を図る。</p>	教育委員会
		<p>ブックスタート事業で「子育て支援情報」を配付し、欠席者には訪問や来所時の手渡しを継続して行うとともに、今後はブックスタートボランティアの確保に努める。</p>	健康福祉課
		<p>継続して、認定こども園のお便り、町ホームページなどで情報を提供する。</p>	社会福祉課
子育ての経済的負担を軽減する取り組み	<p>幼児教育・保育の無償化や児童手当の支給、保育料の減免制度、子ども医療費の助成制度等を実施している。</p>	<p>各種制度の周知に努め、適切な利用を促進する。</p> <p>今後も事業の継続・充実に努める。</p>	健康福祉課 社会福祉課

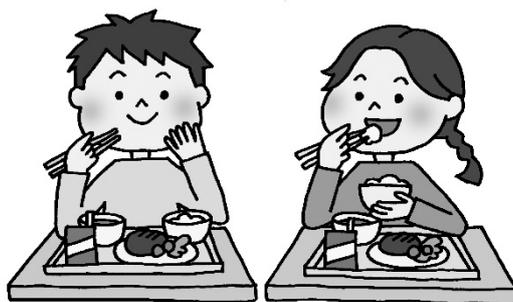
基本目標2 九十九里っこ 元気でたくましい心身をもつ

食生活や生活リズムに関する健康教育の実施や、思春期に抱える悩みへ対処するための相談体制の整備等、子どもの健全な育成のための取り組みを推進します。

(1) 正しい生活習慣のための働きかけ

親の生活習慣が子どもの生活習慣に大きく影響することから、子どもの頃から望ましい食生活や生活のリズムを身につけることができるよう働きかけます。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
正しい生活習慣の推進	県より通知される「食育月間」について、小・中学校へ周知し、各校での食生活学習の推進を呼びかけている。 学校栄養職員が、日常の食の大切さや身体にどのくらい良いものかを指導している。	継続して学校や家庭、関係機関などで連携して指導していく。	教育委員会



(2) 思春期の心身の成長支援

学校保健と連携して、子どもの生涯にわたる健康教育と成長段階に即した保健対策に取り組み、思春期における心と身体の健やかな成長を支援します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
子どもの生涯にわたる健康教育	<p>保健指導計画の中で生活習慣に関するチェックを行い、小学校では体育の保健学習、中学校では各教科・特別活動等で計画的に保健教育を進めている。</p> <p>また歯磨き指導について積極的に実施している学校もある。</p>	<p>継続して保健学習の中で睡眠・食生活等の生活習慣に関する指導の充実を図る。</p> <p>また、生活習慣病予防健診を機に学校栄養職員や養護教諭による保健指導を実施する。</p>	教育委員会
薬物乱用防止教育	<p>小学校では、山武健康福祉センターや警察署から講師を招き、6学年を対象に薬物乱用防止教室を実施している。</p> <p>また、5・6年生に薬物乱用防止標語を作成させるなど、意識づくりをしている。</p> <p>中学校では、3年生の保健体育「薬物乱用の害と健康」の授業で触れ、外房地区少年センターに講師派遣を依頼し、薬物乱用防止教室を実施している。</p>	<p>今後も関係機関と連携しながら継続して実施し、薬物への正しい理解と将来的な意識づくりに努める。</p>	教育委員会

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
喫煙防止教育	<p>小学校では、薬物乱用防止教室の中で喫煙防止内容も取り扱い、指導を行っている。</p> <p>中学校では、3年生の保健体育「喫煙の害と健康」の授業で触れ、薬物乱用防止教室の中でも同様に取り扱っている。</p>	<p>継続して実施し、指導の充実を図るとともに、がん教育の面からもアプローチするなど、将来的な意識づくりに努める。</p>	教育委員会
思春期性教育	<p>保健指導計画に基づき、担任や担当教員により、エイズなどの性教育を実施し、保健学習の性に関する単元では、養護教諭が講師として授業に参加するなど、専門的な指導の充実を図っている。</p> <p>また、教職員の指導力向上のための研修会（県教委等）へ参加し、専門性の向上に努めている。</p> <p>中学校では、保健の授業の外に外部講師を招き、2年生を対象とした「いのちの教室」を実施しており、性への正しい理解と将来的な意識づくりに努めている。</p>	<p>今後も学校・山武健康福祉センター・町健康福祉課と連携し、指導の充実を図る。</p>	教育委員会
思春期の心のケアに関する相談	<p>小・中学校にスクールカウンセラーを配置している。中学校では、心の教育相談員を配置し、カウンセリングルームにおいて教育相談を実施している。</p>	<p>引き続き、児童生徒の相談体制の確保に努める。</p>	教育委員会

基本目標3 九十九里っこ 海の香りを愛して未来を想う

子どもの生きる力を育むために、学校教育の充実を進めます。また、子育てを地域全体で応援するという観点から、学校支援ボランティアや外部人材の活用等、多世代が交流できる事業の拡充に努め、地域全体で子育てを応援していけるよう、教育環境の整備を推進します。

(1) 生きる力を伸ばす教育環境

学力や体力、人間性を含めて生きる力の伸長に資する教育環境の向上に向けて、各学校での計画に基づき、教育内容と教育環境の充実を図ります。

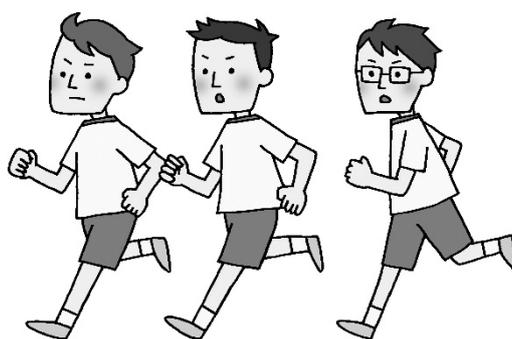
事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
人権教育の推進	男女混合名簿導入等の男女共同参画の在り方を指導している。 また、人権擁護委員に依頼した人権教室を毎年開催し、差別意識のない児童生徒の育成を図っている。	人権に対する意識を高める取り組みに効果が出ており、小・中学校の児童生徒は落ち着いた生活を送っていることから、これまでの取り組みを継続して実施し、人権に関する意識の醸成を図る。	教育委員会
確かな学力の向上	各学校の学力向上の取り組みとして、少人数指導、習熟度別指導、学習サポーターの導入、ドリルタイムや補習による基礎学力の向上を図っている。 また、教職員の資質向上の取り組みとして、指導主事等を要請した授業研究、町教育研究会の授業研修、校内研究授業を中心とした学校間の授業参観、校長会・教頭会による授業参観等を実施している。	引き続き各学校で基礎学力及び思考力の向上、学習内容の充実に努める。 また、学校内外の研修を充実させることにより、教職員の資質向上、若手職員の授業力の向上に継続して取り組む。	教育委員会
道徳教育の推進、教員の指導力の向上	小・中学校で「新しい教科道徳」についての研究指定校を受け、公開発表を行っている。町内全教職員で参観し研究を進めている。	引き続き、「新しい教科道徳」の研究を実施する。 単年の研究に終わらせることなく、それぞれの学校で研究した後、課題について共有して町の全教職員で取り組む。	教育委員会

(2) 地域ぐるみの教育活動と信頼される学校運営

保護者や地域に信頼される学校とは、地域に開かれ、保護者と地域とが連帯感のある学校であり、子どもたちも楽しい学校生活を送ることができる学校と考えます。このため、きめ細かな指導のできる体制の確保をはじめ、外部人材と学校支援ボランティアの活用を促進するとともに、学校運営の外部評価、学校開放事業などを一層推進します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
学校教職員定数改善計画に基づく指導体制の確保、強化	<p>指導方法の改善計画の立案とともに、少人数加配、生徒指導支援特別加配、きめ細かな指導のための非常勤講師の配置を毎年実施し、学力向上や不登校対策、教育相談などに効果が出ている。</p> <p>職員の共通理解を図りながら、指導体制の強化を図っている。</p>	引き続き、加配教員の要求・確保をしながら指導体制を確立していく。	教育委員会
外部人材の活用	<p>県教育委員会の特別非常勤講師配置事業の周知を行っている。心の教育相談員や特別業務職員（スクール・サポート・スタッフ）など、外部人材の活用を行っている。</p>	町全体への配置人員がまだ少なく、全学校にまで行き届いていないため、引き続き、配置人員の確保や増員を要望しながら活用を図る。	教育委員会
学校支援ボランティアの活用推進	<p>多様な知識や経験のある地域の人々を学校支援ボランティアとして各学校で募集登録し、活用している。クラブ活動や総合学習、防犯パトロールなどに関わってもらっている。</p>	防犯パトロール以外の活動においても地域人材の活用を促すとともに、各学校の外部人材活用への意識を高め、取り組みを進めていく。	教育委員会
余裕教室の利活用の検討	<p>きめ細かな指導としての少人数指導学習室・英語教室・会議室・相談室等に活用している。</p>	地域への開放にまでは至っていないため、今後は地域への開放などを含めて、より良い活用法を検討していく。	教育委員会

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
学校評価委員制度の活用	学校評価委員制度を各学校とも継続して実施し、学校だより等で公表している。	外部評価・内部評価によるPDCAサイクルの期間を短くするなど、改善の回数を増やしながらか継続して実施し、学校だより等で公表する。	教育委員会
	学校評価委員制度の活用とともに、各学校行事において、地域に開かれた学校として公開を前提としている。	学校評価委員制度を活用し、地域に開かれた学校として経営、運営に活かす。	
活動の場の提供	<p>町民の活動の場として、学校体育施設開放事業を行い、町内小・中学校体育館、柔剣道場などを開放しており、ほとんどの曜日・時間で利用されている。土曜日と日曜日は、日中利用されている学校もある。</p> <p>現在、学校体育施設開放事業では、41団体の登録がある。</p>	<p>今後も学校体育施設開放事業を継続して行うことで、スポーツの推進及び健康増進の場として有効利用を図っていく。</p> <p>照明電気料の改定の検討等を行い、長期間に渡り、スポーツの推進及び健康増進の場として有効利用を図っていく。</p>	教育委員会

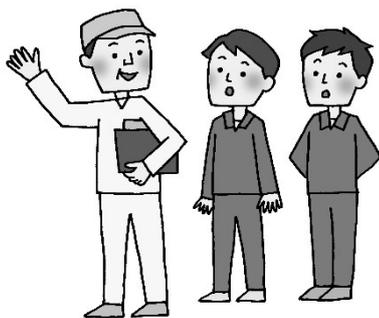


(3) やる気を発揮する体験・活動

ジュニアリーダー育成事業をはじめ、学校や地域での様々な活動、親子がともに参加したり、多世代が交流できる事業を拡充し、体験による学びを促進します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
ジュニアリーダー育成事業	<p>町ジュニアリーダークラブ主催事業・自己研修会を開催し、県郡研修会にもスタッフとして参加している。主催事業としてクリスマス会を開催し、子どもたちと活動を共にすることで親睦を深めている。</p> <p>また、リーダーとしての資質向上を図るため、県郡研修会への積極的な参加や、自己研修会においてさらなる自己能力の向上に努めている。</p>	<p>自己能力の向上のため、自己研修会の時期や内容を随時検討し、学ぶ意欲を高め、地域活動をはじめ、町を代表し県行事などで活躍できるリーダーの育成に努める。</p> <p>また、継続して主催事業・研修会の開催及び参加を促す。</p> <p>ジュニアリーダー資格(初・中・上級)取得者の増加を図ることで、資質の向上につなげる。</p>	教育委員会
	<p>通学合宿や町民体育祭など各種事業にスタッフとして参加し、事業の円滑な運営に貢献している。</p>	<p>引き続き各種事業への運営に参加し、実際に体験することで、将来のリーダーの資質を醸成する。</p> <p>また、参加児童等と触れ合うことで、ジュニアリーダーの活動に興味を持ってもらい活動人員の増加につなげていく。</p>	

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
学校や地域での子どもたちの文化活動や鑑賞機会の充実	町内の学校による音楽発表会(若い芽のジョイントコンサート)を実施したり、芸術鑑賞の機会を作っている。	児童生徒数が少なくなっていく中、行事の融合や小・中連携を図るため、ジョイントコンサートと中学校合唱コンクールの融合等を検討する。	教育委員会
	子ども会主催事業を通して、田中地区の伝統行事「虫おくり」に毎年参加している。地区の方に指導いただき、伝統行事の理解と継承に努めている。	引き続き「虫おくり」に参加し、伝統行事の継承に努めるとともに、周知方法を見直し、参加者の増加を図る。	
	子ども会主催で、民間企業や文化的施設等への見学ツアーを開催し、文化的な教養を高め、知的好奇心の向上に努めている。	引き続き文化事業の充実を図ることにより、子ども達の意欲をかき立て、知的好奇心の向上を図る。	
子どもの読書活動の推進	<p>公民館図書室では読書環境の充実に取り組んでおり、校外学習の受け入れを行い、図書室の仕組みや実際に本を借りる目的での図書室の利用を促進している。</p> <p>また、夏休み期間には、図書室内に学習コーナーを設置し、学習スペースの確保や読書感想文課題図書の出借を行っている。</p>	引き続き校外学習の受け入れを行うとともに、ホームページや広報に学習コーナーについての活動内容を掲載し、図書室の利用人数を増やし本に親しみをもち場を設けていく。	教育委員会



事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
社会教育活動の推進	<p>房総子どもかるた町大会・通学合宿を開催している。</p> <p>また、平成 28 年度から「A L T と英語を学ぼう」を開催し、平成 30 年度からは「ポッチャ大会」、「見学ツアー」を実施している。さらに、「お寺に泊まろう」は、日帰り事業として実施している。</p>	<p>定期的に事業内容の見直しを図り、子どもたちの知識の習得や経験値の向上につながる事業を企画立案し、参加者の拡大を図る。</p>	教育委員会

(4) 親の育てる力の育成

子どものための親育てを目指し、子どもの成長にあわせて様々な機会をとらえた家庭教育活動を推進します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
親になること、家族のことなどを考える機会の創出	<p>家庭教育学級として発達段階に応じ、各団体が特色を出して活動している。認定こども園の音楽鑑賞や英語活動は、園児が大変興味を持って活動している。また、小学校の協力により、本町の特色を活かした親子サーフィン教室を開催している。</p>	<p>家庭教育学級の充実を図るために、各団体や P T A とのさらなる連携を図り、事業を計画する。</p> <p>また、多くの保護者が集まれるようにするため、講座の内容や実施日等、保護者のニーズにも目を向けていく。</p>	社会福祉課 教育委員会
	<p>認定こども園では、親子で参加できる人形劇や英語、カレー作り、交通安全教室を開講している。</p>	<p>引き続き、親子で参加できる講座を開講していく。</p>	

基本目標4 九十九里っこ 個性とぬくもりのある地域で暮らす

子どもや子育て家庭が地域で安心して子育てをするために、防犯パトロールや子ども110番の家など、子どもたちの安全を守る防犯体制の整備を地域と連携して行うほか、交通安全対策や防災意識を高めるための活動を行い、子どもが犯罪や交通事故、災害等の被害に遭うことのないまちづくりを推進します。

(1) 安心な地域づくり

学校の安全対策活動と、子ども110番の家の設置、青少年相談員及び学校支援ボランティアなど地域の力と、PTAなど保護者の活動が連携して子どもの安全につながるように支援します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
子ども110番の家支援活動	地域で子どもの安全を守るため、防犯避難所として子ども110番の家の確保に努めている。(現在約130か所)	引き続き確保に努めていく。	教育委員会
防犯パトロール	設立されている自主防犯組織の活動支援を行っている。また、引き続き自主防犯組織の設立を支援している。	引き続き、地域の安全安心のため、活動支援及び設立支援を行う。また、若年層のボランティアの確保に努めていく。	総務課
	夏休み期間中に、青少年相談員と各学校教諭及びPTA・地域団体で夜間パトロールを実施。青少年の健全育成に努めている。	見回りの時間帯やコースを随時検討し、防犯の強化を図るとともに、引き続き夏休み期間のパトロールを行い、青少年の健全育成に努める。	教育委員会



(2) 安全なまちづくり

道路・公共施設の必要性・緊急性を踏まえた整備を促進します。防犯灯は、地域の実情にあわせた設置に努めます。そして、安全・安心のまちづくりを目指し、交通安全や防犯に関する啓発を徹底します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
交通安全教室	<p>認定こども園、小・中学校において、警察署、交通安全協会と連携し、交通安全教室を開催し、交通安全の普及に努めている。</p> <p>認定こども園では親子を対象とし、家庭での交通ルールの周知を図っている。</p>	引き続き、警察署や交通安全協会と連携し、交通マナー向上のため交通安全教室等を実施する。	総務課 社会福祉課 教育委員会
通学路等の安全対策	<p>九十九里町通学路交通安全プログラムに基づき、警察署をはじめ、各関係機関と連携を図り、通学路の安全対策を実施している。</p>	引き続き、九十九里町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全対策を実施する。	総務課 教育委員会
	<p>青少年相談員活動の一つとして、令和元年度よりカーブミラー清掃を実施し、小・中学生はもとより地域の安全対策に努めている。</p>	引き続き、関係機関と連携し作業日数や時間を随時検討し、小・中学生はもとより地域の安全対策を図る。	

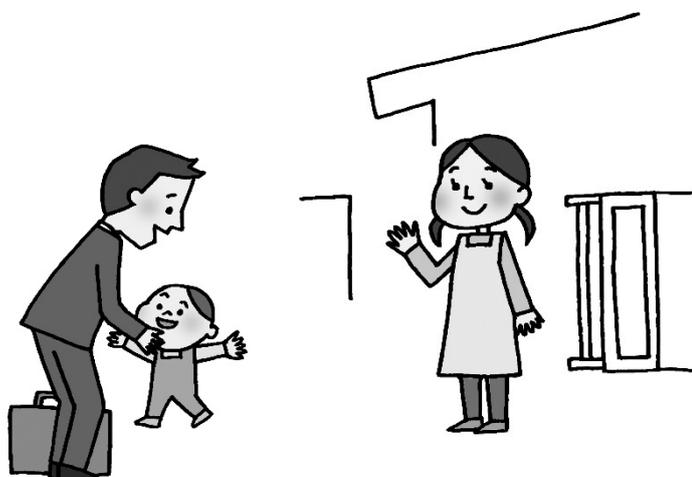
事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
安全・安心まちづくりの推進	<p>指定通学路等に防犯灯の設置を行っている。</p> <p>また、関係機関より提供された防犯に関する情報について、町の広報紙・ホームページ・登録型メールなどにより周知・啓発を図っているほか、県や警察から配布される防犯チラシを、自治区を通じて回覧している。</p>	<p>引き続き、防犯灯の設置について実施する。</p> <p>また、関係機関より提供された防犯に関する情報について周知を図る。</p>	総務課
	<p>防災訓練を実施しているほか、自主防災組織の結成支援を行っている。</p>	<p>引き続き、防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。また、自主防災組織の結成支援を行う。</p>	
学校の安全対策	<p>津波対策を加味した避難訓練を小・中学校が連携して行っている。</p>	<p>避難ルートの見直しを検討する。</p>	教育委員会
	<p>学区内の安全マップを作成し、区域内の危険個所を明確にすることにより、子どもたちの危機意識の向上を図っている。</p>	<p>小学校間の連携を図りながら、継続して安全マップを活用した児童の安全意識を高めていく。</p>	
	<p>小学校区ごとにパトロールを実践している。</p>	<p>各学校の実情に合わせて実施しているため、教頭会等を通して小学校間の連携を図っていく。</p>	

(3) 子どもを愛しみ、育て理解する意識づくり

親子をみつめ、社会で親子に関わり、親子の育ちを応援する里を目指し、男女共同参画社会の考え、次世代育成支援対策などについて啓発と学習活動を促進します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
ワーク・ライフ・バランス※の推進	男女共同参画社会づくりに向けて、日常の身近な家庭・地域の間などで推進員による啓発活動を実施している。また、文化祭時においてアンケートの実施や町広報紙による啓発を行っている。	引き続き、男女共同参画社会づくりに向けた啓発活動を行い、理解を深めていく。	企画財政課
育児・介護休業等の取得促進	商工会を通し、事業主に対して、育児休業の取得促進及び職場復帰しやすい環境の整備の周知を行っている。	今後も、国等からのリーフレット等を活用し、商工会を通じて、育児休業の取得促進及び職場復帰しやすい環境の整備について周知していく。	産業振興課
次世代育成支援対策推進法の周知	町ホームページにおいて計画の公表・周知(趣旨等含む)を行っている。	引き続き、町ホームページにおいて計画の公表・周知(趣旨等含む)を行っていく。	社会福祉課

※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)…働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。



基本目標5 信頼と安心の地域が九十九里っこを守る

ひとり親家庭や、障害のある子どもの家庭、生活に困窮している家庭等、様々な問題を抱えるすべての子育て家庭に対し、子育て家庭の自立に向けたきめ細かな子育て支援を推進します。

また、いじめや虐待等への問題に対応するため、未然に防止する体制や相談体制の構築を関係機関と連携しながら行います。

(1) 子どもを取り巻く多様な問題への対応

子どもが直面する心の問題への対応、児童虐待や経済問題、家庭環境などの複雑な問題を抱える家庭への対応は、個々に対応する必要性が高いことから、相談・支援について、家庭と関係課・関係機関との連携を図り、ネットワークを活かして支援できるように努めます。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
児童虐待防止対策	学校や認定こども園などと連携を図り、児童虐待の未然防止を図るとともに、的確に対応できる体制を作っている。	引き続き、連携を図り、未然防止及び体制を維持していく。	社会福祉課 教育委員会
	育児不安や育児困難感がある等、支援が必要な親、家庭を妊娠期から把握して保健師による支援を行っている。	引き続き、支援をとおして保護者が育児相談を行いやすい関係性の構築に努める。	健康福祉課
九十九里町要保護児童対策地域協議会	児童への虐待など支援が必要なケース等に適切に対応するため、関係課、関係機関、地域とのネットワークを確保するために児童虐待防止ネットワークを拡充して設置している。 代表者会議年1回、実務者会議年2回、必要に応じて個別支援会議を随時開催し、各機関と連携し対応している。	引き続き、代表者会議・実務者会議・個別支援会議を開催し、各機関と連携し、個々のケースに対応していく。	社会福祉課

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
不登校などの問題への対応、立ち直り支援	教職員の指導支援のほか、中学校で心の教育相談員、小・中学校でスクールカウンセラー・訪問相談員等との連携により不登校対策を行っている。	引き続き、関係機関と学校との連携を強化し、不登校の要因を把握することで個別支援を強化していく。	教育委員会
	庁内関係部署との連携や保健所・適応指導施設等とも連携をして不登校対策を行っている。		
問題を抱える家庭への支援	多種多様な問題を抱え、支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携し対応している。	引き続き、関係機関と連携を図りながら支援していく。	社会福祉課

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立と生活の安定を促進するために、子育てや日常生活の相談、経済的な支援を行います。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
ひとり親家庭等の自立支援	児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成を実施し、経済的支援を行い、相談等の窓口を開設している。	引き続き、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成を実施し、窓口での相談対応等により、ひとり親家庭等の自立を支援していく。	社会福祉課

(3) 支援が必要な子どもへの対応

学校教育と保健福祉分野の連携を深め、子どもの心の問題、障害など、支援を必要とする子どもの成長と自立を支援します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標	担当課
「心の教育相談員」の配置事業	中学校では、心の教育相談員を配置し、カウンセリングルームにおいて、スクールカウンセラーと連携して教育相談を実施している。	引き続き、児童生徒の相談体制の確保に努める。	教育委員会
特別支援教育の推進と発達障害などへの対応	各学校とも個別の指導計画及び支援計画を作成し、特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの実態に合わせた指導の実施に努めている。 また、町内の小・中学校特別支援学級で交流会を開き、児童生徒それぞれが互いに刺激を受けながら成長できるよう、交流を図っている。	引き続き、児童生徒一人ひとりの実態に合わせた指導の実施に努める。	教育委員会
	特別支援学校と連携し、児童生徒の指導にあたっている。	引き続き、特別支援学校と連携を図り児童生徒の実態に合わせた対応を図っていく。	
障害のある子どもの自立支援	平成30年3月策定の第1期障がい児福祉計画に基づき、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図っている。	引き続き、支援を提供する体制を維持し、障害のある子ども、ない子ども共に地域で育つ環境づくりに努めていく。	社会福祉課

基本目標6 九十九里っこ 親とともに健やかに育つ(母子保健計画)

子どもが心身ともに健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない母子保健施策の充実を図ります。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

子育て世代包括支援センターを設立し、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産から子育てに関する各種相談等の支援を行います。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標
子育て世代包括支援センター	<p>妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師が対応している。</p> <p>また、妊娠届などのほか、町母子保健事業の場などに出向き、情報収集や相談を受け付けている。</p> <p>子育て世代包括支援センターに寄せられた情報について整理を行い、地区担当の保健師などに引き継ぎ、継続的な支援につながるよう調整を行っている。</p>	妊婦及び親子に切れ目のない支援を行うことにより、育児不安や虐待の予防に寄与することを目標とする。



(2) 安心して迎える妊娠・出産

妊娠届をきっかけに、健診、パパママ教室への参加を呼びかけ、必要に応じた指導と家庭への訪問を継続して実施します。

また、妊娠中から母乳育児についての相談の受け付けや情報提供を行い、出産後スムーズに母乳育児がスタートできるよう支援します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標
妊娠届	<p>妊娠届時に保健師が面談を行い、身体・精神・社会的な状況の把握に努める。すべての妊婦に妊婦健診の受診勧奨、母子保健サービスの案内を行い、必要な人には支援プランの作成を行う。</p> <p>平成 30 年度 保健師面接：46/47 件</p>	<p>保健師による面談の全数実施を継続する。</p> <p>継続的な関わりが必要と思われる妊婦を早期に把握し、妊娠期から産後の子育てに向けて安心して過ごせるよう個別に支援を行う。</p>
パパママ教室	<p>母親に限らず父親にも焦点を当てたパパママ教室を開催し、妊婦の状況に合わせた指導を行っている。</p> <p>平成 30 年度 参加者数：7 組（延 20 名）</p>	<p>産科（分娩機関）による母親学級の開催が増え、町事業への参加者は年々減少している。しかし、父母に対する事業を継続するとともに、妊婦の事情に合わせ事業内容を調整し、参加機会が増加するよう案内していく。</p>
訪問による相談・支援	<p>妊婦・産婦、その他乳幼児の保護者からの要望や必要性（医療機関からの連絡を含む）に応じて保健師による訪問支援を行っている。</p>	<p>妊娠届出時からのリスクアセスメントを行い、訪問相談・支援につなげられる体制づくりを検討する。</p>
新生児訪問	<p>助産師・保健師が家庭を訪問して、発育や育児状況を把握し、母親の相談・支援を行っている。</p> <p>平成 30 年度訪問数 31 件</p>	<p>引き続き事業を実施する。</p>
母乳育児の推進	<p>親子の健康支援と情緒の安定を踏まえ、母乳育児を推進している。</p> <p>妊産婦を対象とした集団指導の場で情報提供を行うほか、個別の相談、支援も行っている。</p> <p>平成 30 年度 生後 4 か月児の母乳（混合含む）の割合：70.7%</p>	<p>引き続き事業を実施する。</p>

(3) 親子の健康づくりを支援する健診・指導

乳幼児健診は未受診者のフォローを徹底するとともに、健診等をきっかけに、指導が必要なケースへの適切な対応を図ります。また、子育て世代の親を孤立させないよう母子保健推進員などと連携しながら、親子と丁寧に向き合い、子どもの成長にあわせた保健活動を促進します。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標
乳幼児健康診査・ 歯科健診	<p>乳児健診は医療機関(小児科)で実施した際の費用助成を行っている。(月齢3-6か月、9-11か月の2回分)</p> <p>母子保健法で定められた健診(1歳6か月児、3歳)のほか、2歳で歯科健診を行っている。</p> <p>平成30年度受診率</p> <p>1歳6か月児：105.1%</p> <p>(平成29年度の未受診者が、平成30年度に受診したため100%を超えています。)</p> <p>3歳児：95.8%</p> <p>3歳児健診受診者のうち虫歯のない者：78.3%</p>	<p>引き続き事業を実施する。</p> <p>3歳児う歯罹患者の減少を目的として、フッ素の早期利用の周知と共に、1歳6か月健診と2歳児歯科健診ではフッ素塗布を希望者に実施する。</p>
乳幼児相談	<p>毎月1回、乳児の計測や、保健師、管理栄養士との面談による相談の場として実施している。</p> <p>月齢4か月児を対象に、離乳食などの集団指導を実施している。</p> <p>平成30年度 参加率</p> <p>4か月児：85.4%</p>	<p>引き続き事業を実施する。</p> <p>発育状況確認のため、対象者への継続利用を勧める。</p>
子育て相談	<p>育児に関する不安を持つ親などを対象として、心理発達相談員による相談・指導を実施している。</p>	<p>親子が感じる様々な悩みのサインを理解し、不安に寄り添う支援の場の充実を図る。</p>
子どもの事故防止の啓発事業	<p>乳幼児相談や健診時にリーフレットを配付し、子どもの事故防止を指導している。</p>	<p>引き続き、啓発に努める。</p>
母子保健推進員事業	<p>母子保健推進員と連携し、訪問指導を行い、親子の支援に努めている。</p>	<p>母子保健推進員と連携し、地域で訪問活動を行い、地域で生活する親子を支援する。</p>

(4) 小児救急医療体制の啓発

子どもは急に体調を崩しやすく、緊急な対応が必要になる場合があるため、かかりつけ医を持つことを奨励するとともに医療体制についての情報提供を継続して行います。

事業名	事業内容	今後の取り組み・目標
小児救急医療体制の啓発	母子手帳に小児急病電話相談（#8000）のシールを貼付し周知するとともに、赤ちゃん訪問、乳幼児相談においても周知している。	引き続き、周知に努める。
小児救急医療体制の充実	山武郡市医師会の協力により、夜間救急診療所及び休日に在宅当番医を実施している。町広報紙へ掲載し、周知している。	引き続き事業を実施し、充実を図る。



第6章 計画の推進に向けて



1 計画の推進・進行管理体制

本計画が目標の実現に向かって着実に推進されるよう、庁内の連携及び町民との協働による計画の推進及び進行管理のための体制を整備することが重要です。

(1) 庁内関係部門との連携

本計画に基づいて施策を推進するために、保健・福祉分野の所管部門だけでなく、教育、環境、まちづくりなど、庁内の幅広い分野における関係部門との連携を図ります。

(2) 計画推進組織の運営

本計画に基づく施策・事業の進捗状況のチェック及び実施後の施策の評価、推進を行う九十九里町子ども・子育て会議を運営し、庁内組織との連携のもとに検討を行うほか、必要に応じた計画の見直し等を行います。

(3) 計画の普及と全町的な取り組みの促進

本計画の目標や施策の内容等について、広く町民に情報提供するとともに協働による計画の推進に努めます。

資料編



九十九里町子ども・子育て会議条例

平成25年9月6日

条例第23号

改正 平成28年3月8日条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、九十九里町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）

(3) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者

(4) 学識経験のある者

(5) 公募による町民

(6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和38年九十九里町条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成28年3月8日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

九十九里町子ども・子育て会議委員名簿

【委員任期 令和元年 11 月 29 日～令和 3 年 11 月 28 日】

委嘱区分	所 属	氏 名	備 考
町議会議員	九十九里町議会議員	中村 義則	
子どもの保護者	とようみこども園保護者会長	野口 孝之介	
	かたかいこども園保護者会長	小川 文夫	
子ども・子育て 支援に従事する者	九十九里町立学校校長会	丸尾 剛彦	
	ときがね片貝幼稚園長	鶴岡 恵美子	
	九十九里町立とようみこども園長	矢野 貴美子	
	九十九里町立かたかいこども園長	木原 加奈枝	
	学童保育支援員	阿部倉 博子	
学識経験者	城西国際大学 福祉総合学部 教授	所 貞之	会長
	九十九里町子ども会育成連絡協議会長	齊藤 実	副会長
	山武健康福祉センター地域福祉課長	岩澤 博子	
公募町民	公募町民	篠崎 健一	
町長が必要と 認める者	九十九里町教育委員	花澤 礼孝	
	九十九里町主任児童委員	作田 珠江	令和元年 11 月 30 日まで
		関谷 とし子	令和元年 12 月 1 日から
	人権擁護委員	鈴木 知恵子	

策定経過

日 付	内 容
平成 30 年 9 月 20 日	平成 30 年度第 1 回九十九里町子ども・子育て会議 ・平成 31 年開園かたかいこども園の定員について ・第 2 期九十九里町子ども・子育て支援事業計画策定に伴う ニーズ調査内容について
平成 30 年 10 月 19 日 ～11 月 1 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和元年 11 月 29 日	令和元年度第 1 回九十九里町子ども・子育て会議 ・第 2 期九十九里町子ども・子育て支援事業計画（案）について ・放課後児童健全育成事業に係る名称の変更について
令和元年 12 月 27 日 ～令和 2 年 1 月 20 日	「第 2 期九十九里町子ども・子育て支援事業計画（案）」に関する 意見募集（パブリックコメント）の実施
令和 2 年 2 月 20 日	令和元年度第 2 回九十九里町子ども・子育て会議 ・第 2 期九十九里町子ども・子育て支援事業計画（案）について

第2期九十九里町子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

九十九里町

〒283-0195 千葉県山武郡九十九里町片貝 4099 番地

電話：0475-70-3359 FAX：0475-76-7541